

西毛国有林の地域別の森林計画書

(西毛森林計画区)

計画期間 自 令和 7 年 4 月 1 日
至 令和17年 3 月 31 日

関 東 森 林 管 理 局

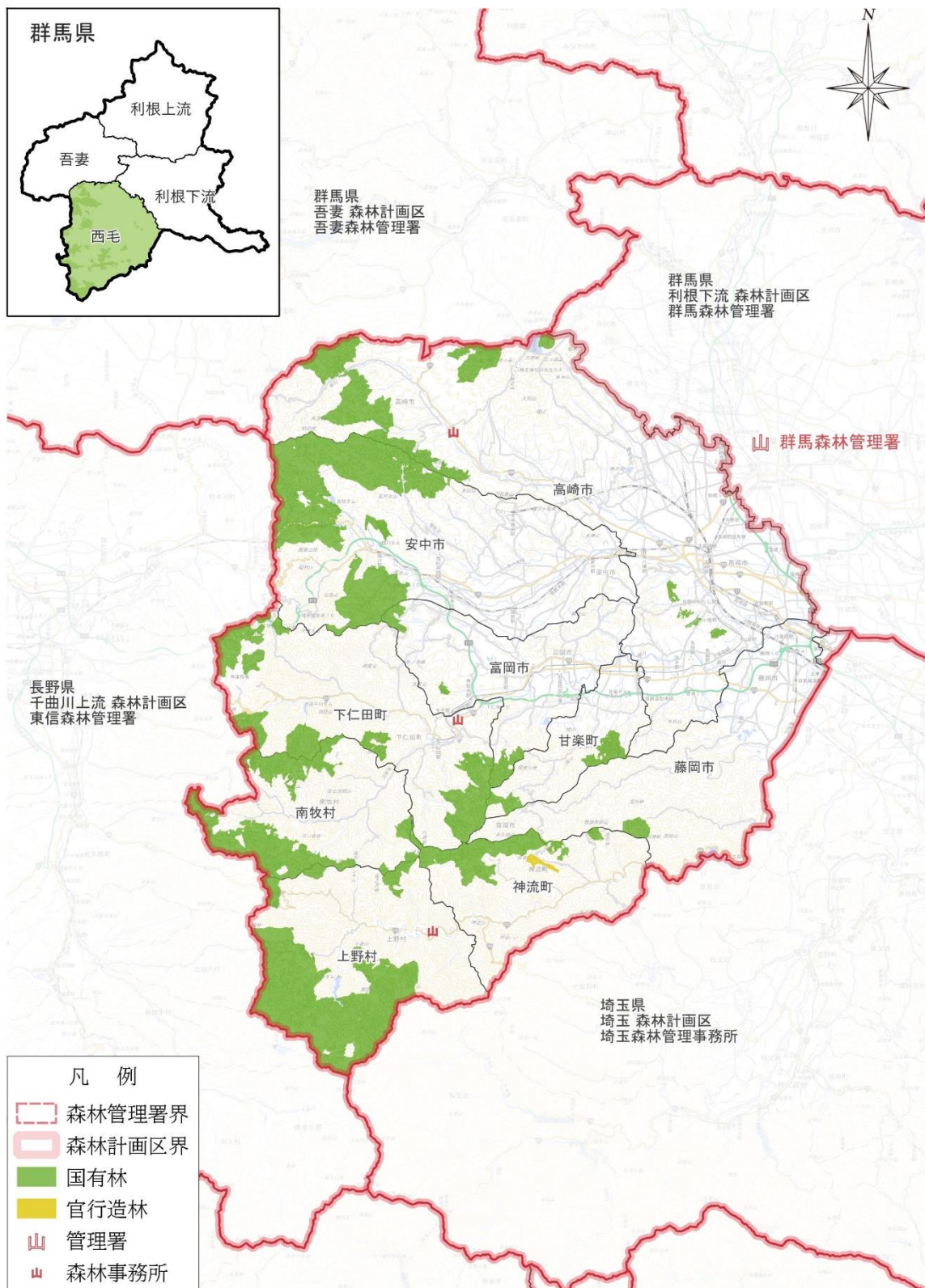
西毛国有林の地域別の森林計画は、森林法（昭和26年法律第249号）第7条の2第1項に基づき、同法第4条第1項の全国森林計画に即して関東森林管理局長がたてた、西毛森林計画区の国有林についての森林の整備及び保全の目標に関する計画である。

この計画の計画期間は、令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間である。

（利用上の注意）

- ① 総数と内訳の数値の計が一致しないのは、単位未満の四捨五入によるものである。
- ② 0は、単位未満のものである。
- ③ ーは、該当がないものである。

西毛森林計画区の位置図



目 次

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況	1
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	5
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	7

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	8
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	9
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	9
（1）森林の整備及び保全の目標	9
（2）森林の整備及び保全の基本方針	11
（3）計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	13
2 その他必要な事項	13
第3 森林の整備に関する事項	14
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	14
（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法	14
（2）立木の標準伐期齢	16
（3）その他必要な事項	16
2 造林に関する事項	17
（1）人工造林に関する事項	17
（2）天然更新に関する事項	18
（3）その他必要な事項	18
3 間伐及び保育に関する事項	19
（1）間伐の標準的な方法	19
（2）保育の標準的な方法	20
（3）その他必要な事項	20
4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項	21
（1）公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	21
（2）その他必要な事項	23
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	24
（1）林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	24
（2）効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準 及び作業システムの基本的な考え方	24
（3）林産物の搬出方法等	25
（4）更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	25
（5）その他必要な事項	25
6 森林施業の合理化に関する事項	26
（1）林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	26
（2）作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	26

(3) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	26
(4) 社会経済情勢を踏まえた森林施業に関する方針	26
(5) その他必要な事項	26
第4 森林の保全に関する事項	27
1 森林の土地の保全に関する事項	27
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	27
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	29
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	31
(4) その他必要な事項	31
2 保安施設に関する事項	32
(1) 保安林の整備に関する方針	32
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	32
(3) 治山事業の実施に関する方針	32
(4) その他必要な事項	32
3 鳥獣害の防止に関する事項	33
(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	33
(2) その他必要な事項	33
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	34
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	34
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）	34
(3) 林野火災の予防の方針	34
(4) その他必要な事項	34
第5 計画量等	35
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	35
2 間伐面積	35
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	35
4 林道等の開設及び拡張に関する計画	36
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	40
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	40
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	41
(3) 実施すべき治山事業の数量	41
第6 その他必要な事項	42
1 保安林その他制限林の施業方法	42
2 その他必要な事項	46
別表1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法	47
別表2 鳥獣害防止森林区域	58
別表3 指定施業要件を定める場合の基準	59
別表4 指定施業要件における伐採の方法	61
別表5 自然公園区域内における森林の施業	63
別表6 砂防指定地等の森林の施業	64

附属参考資料

1	森林計画区の概況	65
(1)	市町村別土地面積及び森林面積	65
(2)	地況	65
(3)	土地利用の現況	66
(4)	産業別生産額	66
(5)	産業別就業者数	66
2	森林の現況	67
(1)	齢級別森林資源表	67
(2)	制限林普通林別森林資源表	72
(3)	市町村別森林資源表	73
(4)	制限林の種類別面積	75
(5)	樹種別材積表	77
(6)	荒廃地等の面積	77
(7)	森林の被害	77
3	林業の動向	78
(1)	森林組合及び生産森林組合の現況	78
(2)	林業事業体等の現況	79
(3)	林業労働力の概況	80
(4)	林業機械化の概況	80
(5)	作業路網等の整備の概況	80
4	前期計画の実行状況	81
(1)	間伐立木材積その他の伐採立木材積	81
(2)	間伐面積	81
(3)	人工造林及び天然更新別面積	81
(4)	林道の開設及び拡張の数量	81
(5)	保安林の整備及び治山事業に関する計画	82
5	林地の異動状況（森林計画の対象森林）	83
(1)	森林より森林以外への異動	83
(2)	森林以外より森林への異動	83
6	森林資源の推移	84
(1)	分期別伐採立木材積等	84
(2)	分期別期首資源表	85
7	主伐（皆伐）上限量の目安（年間）	85

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 位置及び面積

当計画区は、群馬県南西部に位置し利根川広域流域に属している。東は利根下流森林計画区、西は長野県の千曲川上流森林計画区、南は埼玉県の埼玉森林計画区、北は吾妻森林計画区にそれぞれ接し、高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、神流町、甘楽町、下仁田町、上野村、南牧村の4市3町2村を包括している。

当計画区の総面積は、約170千haで群馬県面積の約27%を占めている。森林面積は約113千haで、うち国有林は約29千haであり、森林面積の26%を占めている。

(2) 自然的背景

ア 地勢

(ア) 山系

当計画区の主な山系は、北部、西部、南部にかけて山地が連なり、東部は関東平野に続き開けている。全体的には西部ほど標高が高く山容が険しく切り立った岩峰などが多く、東部は標高が低く丘陵地となっている。

北部から北西部の山系は、那須火山帯の南西端に位置する火山群であり、最北部の榛名山(1,449m)から北西部にかけて角落山(1,393m)、浅間隠山(1,757m)、鼻曲山(1,655m)、留夫山(1,591m)、一ノ字山(1,336m)、霧積山(1,108m)などの諸峰が連なり、これらは一括して角落火山群又は霧積火山群と呼ばれている。

西部の長野県境から南部の埼玉県境にかけては、碓氷峠、八風山(1,315.4m)、荒船山(1,422.7m)を経て群馬県最南端の三国山(1834m)までが、長野県境を形成しており、太平洋と日本海を分ける分水嶺となっている。また、この地域のやや東側には1,000m級の妙義山塊が奇岩を林立させている。

南部では神流川を挟み北側は、烏帽子岳(1,193m)、日向山(1,448m)、赤久縄山(1,522.7m)、西御荷鉾山(1,287m)、東御荷鉾山(1,246.2m)など全体的に山容が険しく起伏が大きい諸峰が連なり、神流川の南側は、埼玉県境となり天丸山(1,506m)、諏訪山(1,550m)など岩崖の多い岩峰や二子山(1,122m)など石灰岩でできた岩峰などがそびえている。この地域は、多野山地と呼ばれており関東山地の一部であるが、その範囲について明確な規定はない。

また、中央部の高崎市街中心部の西側には、標高200m前後の観音山丘陵が北西から南東に連なっている。

これら山系は、県都前橋市内からも望見でき地域のシンボリック景観を形成しているほか、榛名山及び妙義山(1,104m)は、群馬県の中央部に位置する赤城山と併せて「上毛三山」と呼ばれ群馬県民に親しまれている。

また、これらの山系に広がる森林についてみると、多野山地等の急峻な山岳地周辺や長野県軽井沢町碓氷峠を経て安中市に通じる旧国道18号沿線等に天然生林が多く保存されており、森林生態系や山地災害防止機能の維持・保全が求められている。また、都市近郊林である高崎市の観音山丘陵や安中市の小根山森林公園などは、森林の散策や植物観察の場として

の整備や水源涵養機能・生活環境の維持・保全等が期待されている。

(イ) 水系

当計画区の主な水系は、全て利根川水系に属し、西部の山地を源とする碓氷川^{うすいがわ}、鐺川^{かぶらがわ}、神流川^{からすがわ}等の各河川がそれぞれの支流を合流しつつ高崎市周辺で烏川に合流した後、伊勢崎市付近で利根川に合流している。各河川の概況は、次のとおりである。

烏川は、計画区北西端の鼻曲山を源とした角落山東面の三沢川^{みさわがわ}、相間川^{あいまがわ}や榛名山西面の榛名川等の各支流を合流し、利根川に合流している。

碓氷川は、計画区北西部の霧積川^{なかがわ}、中尾川^{ますだがわ}、増田川^{いりやまがわ}や西部の入山川^{なかがわ}、中木川等を合流した後、烏川に合流している。

鐺川は、西部の八風山や荒船山などの長野県境や多野山地北面を水源地とし、矢川^{やがわ}、市野萱川^{いちのがやがわ}、西牧川^{にしまきがわ}、南牧川^{なんもくがわ}等と合流し鐺川となり、更に各支流を合流した後、烏川に合流している。

神流川は、長野県、埼玉県との県境にある三国山を源に北沢^{きたざわ}、黒川^{くろかわ}、三波川^{さんばがわ}等各支流を合流した後、烏川に合流している。

国有林を始めとするこれら水系の上流域の森林地帯は、首都圏の重要な水がめの役割を果たしており、農山村部や高崎市を始めとする下流域の各都市部などの生活用水、工業・農業用水の水源地として重要な役割を果たしている。

イ 地質及び土壌

(ア) 地質

榛名火山、角落火山は、両輝石安山岩^{りょうきせきあんざんがん}（火山岩類）からなり、浅間火山を供給源とする火山灰軽石層が数層にわたって堆積している。

妙義山は火山活動によって生成された山であり、両輝石安山岩からなるが凝灰角礫岩^{ぎょうかいかくれきがん}（火山岩類）と溶岩の互層も見られる。しかし、著しく侵食が進んだ結果、山容は原形を失い、奇岩、奇峰が林立する特有の景観を成している。

山頂部が平坦な台地状を呈する荒船山は、北側が標高差 300m ほどの絶壁で区切られ、凝灰角礫岩、湖成層（堆積岩類）、ガラス質安山岩（火山岩類）等で形成されている。湖成層の上部をガラス質安山岩の溶岩が覆ったため下層部を侵食作用から守り、現在の山容ができたものである。

南部の多野山地では、地質学上三波川帯と呼ばれている変成岩地帯に三波石^{さんばせき}で代表される結晶片岩^{けっしょうへんがん}が帯状に分布している。また、埼玉県境付近に広く分布する秩父中・古成層は、チャート^{きりよくぎょうかいがん}（堆積岩類）、輝緑凝灰岩^{こうさがん}、硬砂岩^{ねんぼんがん}、粘板岩^{せっかいがん}や石灰岩^{れきがん}などが主である。

観音山丘陵は、新生代新第三紀の堆積岩で、主に礫岩、砂岩、泥岩が下位より上位に繰り返し堆積している。

当計画区では地質的には比較的安定しているものの、軽石層の堆積や比較的固結度の低い地層又は風化が進行している箇所などは、急峻な地形の影響もあり土砂流出・崩壊の危険が高く、安中市や藤岡市の一部には地すべりの発生も見られるなど、土地の形質の変更を行う場合には、国土保全・林地保全に十分配慮する必要がある。

(イ) 土壌

当計画区の土壌は、^{かつしよくしんりんど}褐色森林土が大部分を占め、中でも乾性の特徴が現れている BD (d) 型 (適潤性褐色森林土 (偏乾亜型)) 及び著しい乾燥や過湿の影響のない所に出現する BD 型 (適潤性褐色森林土) が特に多い。

BD (d) 型土壌は、斜面上部から尾根にかけて広く出現し、BD 型土壌は斜面下部及び沢筋に分布する。また、BE 型 (弱湿性褐色森林土) 土壌は、西部及び南西部の沢筋に多く出現し、小礫を混入した理学性良好な崩積土 (上部から運ばれ堆積した土層) が多い。

^{こくしよくど}黒色土は、榛名山や角落山一帯の山頂から山麓にかけて広く分布している。また、酸性度が強いポドゾル化土壌は、南西部の高標高の尾根部などに分布している。北部山地には、浅間火山による軽石層が比較的厚く堆積している。

一般的に褐色森林土や黒色土は林木の生育に適しているが、尾根部に多く見られ酸性度の強いポドゾル化土壌などに生育する森林は、一度伐採すると森林復元に大変時間がかかることから、施業を見合わせる等の配慮が必要である。

ウ 気候

当計画区の気候は、太平洋型気候域に属し冬季に乾燥した北～北西からの強い季節風が特徴である。

年平均気温は、北部の上里見観測地で 14.5℃、西部の西野牧観測地で 12.9℃、南部の神流観測地で 12.4℃となっている。年降水量は、おおむね 1,000～1,600mm で冬期間の降水量は極めて少なく、夏季は、屈指の雷雨多発地帯である。

エ 森林の概況

人工林及び天然林の概況は次のとおりである。

(ア) 人工林

当計画区内の国有林における人工林の面積は、約11千haで立木地面積の42%を占め、樹種別にはスギ34%、カラマツ28%、ヒノキ20%、その他18%となっている。

齢級配置は、Ⅰ～Ⅳ齢級 (1～20年生) が4%、Ⅴ～Ⅷ齢級 (21～40年生) が12%、Ⅸ齢級以上 (41年生～) が84%となっており、利用期を迎えた高齢級の林分が多くなっている。

(イ) 天然林

当計画区内の国有林における天然林の面積は、約16千haで立木地面積の58%を占めている。

(3) 社会経済的背景

ア 人口及び産業別就業状況等

当計画区の人口は562千人 (令和2年国勢調査) で、群馬県人口の29%を占めている。

産業別の就業者割合は、第1次産業が3%、第2次産業が30%、第3次産業が66%となっており、群馬県の平均に対し、第1次・第2次産業の割合がやや低く第3次産業の割合がやや高くなっている。

イ 土地の利用状況

当計画区の総面積170千haのうち、森林が67%を占め、農地が9%、その他が24%となっており、水源の涵養、災害の防止、生活環境や生物多様性の保全、木材の供給等において、森林が重要な位置を占めている。

ウ 交通網

高崎市は関東と新潟県、長野県を結ぶ交通の要所となっている。

鉄道交通では、J R 上越新幹線が東京から高崎市を経て新潟県へ、北陸新幹線が高崎市から長野県へ通じている。また、J R 高崎線、信越線、上越線、両毛線、八高線が高崎市を中心として首都圏と結ばれ、上信電鉄が高崎市と下仁田町を結んでいる。

道路網は、関越自動車道、上信越自動車道、国道17号、18号が整備され、隣接県や首都圏からの交通アクセスが容易となっている。

エ 地域産業の概況

第1次産業のうち、農業では特産のコンニャク、ネギ、梅の生産や酪農等が盛んで、林産物では木材やきのこの生産が盛んである。

第2次産業は、高崎市を中心とした電気機器、機械等の生産が多く、地場産業は、藤岡市の瓦工業や石材工、上野村の木工等がある。

第3次産業は高崎市を中心に商業が発達している。また、首都圏と直結した交通網と優れた自然景観を背景に、観光施設やゴルフ場などのレジャー施設も多い。

また、富岡製糸場と絹産業遺産群は世界文化遺産に登録されており、観光地として注目を浴びている。

オ 林業・林産業の概況

当計画区の人工林は、スギ、ヒノキを中心に造成されており、特に、神流川流域の東部を中心とした御荷鉾林業地帯及び鐺川流域の西部を中心とした鐺川林業地帯は、スギが主体で県内有数の先進林業地として発達してきている。

神流川流域では、藤岡市の「県産材センター」が稼働し、原木の流通加工体制が強化されている。

原木は、県内生産量の約2割を生産しており、原木市場は、協同組合による大規模な原木市場を含め2箇所あり、県内及び首都圏への国産材流通拠点としての役割を果たしている。特に、富岡市、下仁田町では豊富な木材資源を背景に、産地型製材工場群が成立している。

特用林産物では、シイタケ等のきのこ生産が盛んであり、山村地域の重要作物となっている。このほか、上野村の木工等付加価値の高い木材産業への取組もなされている。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画の前半5か年分（令和2年度～令和6年度）における当計画区での主な計画と実行結果は次のとおりとなっている。（令和6年度は、実行予定を計上した。）

（1）間伐立木材積その他の伐採立木材積及び間伐面積

主伐は、分収林を中心に計画したところであるが、台風等による豪雨の影響で林道等が被災し、予定していた事業が実施できなかったことなどにより計画量を下回った。

間伐についても、台風等による豪雨の影響で林道等が被災し、予定していた事業が実施できなかったことなどにより計画を下回った。

単位 材積：m³ 面積：ha

区 分	前計画の前半5か年分		実行結果	
	主 伐	間 伐	主 伐	間 伐
伐採量 (間伐面積)	132,000	282,000 (2,766)	95,211	139,776 (878)

（2）人工造林及び天然更新別面積

人工造林は、主伐を実行できなかった箇所があったことから計画量を下回った。

天然更新は、計画期間中に天然更新の完了に至らなかった箇所があったことから計画量を下回った。

単位 面積：ha

区 分	前計画の前半5か年分		実行結果	
	人工造林	天然更新	人工造林	天然更新
更新量	282	48	94	31

(3) 林道等の開設及び拡張（改良）の数量

林道等の開設・拡張については、伐採計画と連動して計画的な開設又は拡張（改良）に努めてきたが、既設の林道等を利用することが可能であったため、開設、拡張ともに計画量を下回った。

単位 開設：m 拡張：路線数

区 分	前計画の前半5か年分		実行結果	
	開 設	拡 張	開 設	拡 張
林 道	11,444	73	—	12
うち林業専用道	11,444	—	1,260	3

(4) 保安林の整備及び治山事業の数量

保安施設及び保安林の整備については、山地災害の復旧を目的に溪間工及び山腹工を計画し、事業の実行に当たっては復旧箇所の優先度を考慮した結果、計画量を下回った。

単位 地区数

区 分	前計画の前半5か年分		実行結果	
	保安施設及び 保安林の整備	地すべり事業	保安施設及び 保安林の整備	地すべり事業
地区数	113	1	3	—

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林は、国土の保全、水源の涵養^{かん}、生物多様性の保全、地球温暖化防止、文化の形成、木材の物質生産等の多面的機能を有しており、国民生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」である。

とりわけ、我が国の森林は、戦後に積極的に造成された人工林を主体に蓄積が年々増加しており、多くの人工林が利用期を迎え、充実した森林資源を活用すると同時に計画的に再造成すべき段階にある。しかしながら、国産材の供給量が着実に増加する一方で、林業採算性の長期低迷等から主伐後の再造林が十分に行われていない現状にある。また、我が国の経済社会は、少子高齢化と人口減少が一層進行するほか、豪雨の増加等により山地災害が頻発するなど大きな情勢の変化が生じている。

このような中で、森林資源を有効に利用しながら森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るためには、より効率的かつ効果的な森林の整備及び保全を進めていく必要がある。こうした情勢を踏まえ、森林の現況、自然条件、社会的条件、国民のニーズ等に応じて、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進めながら、森林の機能に応じた望ましい森林の姿を目指していく。

この計画においては、このような考え方に即し、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにするとともに、この目標を実現するために必要な伐採立木材積、造林面積、林道開設量等を定めることとする。

この計画の樹立に即して、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、組織・技術力・資源を活用し、民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組むこととする。

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位 面積：ha

区 分		面 積	備 考
総 数		29,071.60	
市 町 村 別 内 訳	高 崎 市	3,551.38	
	藤 岡 市	227.85	
	富 岡 市	604.94	
	安 中 市	7,397.72	
	上 野 村	7,454.96	
	神 流 町	1,854.48	
	下 仁 田 町	3,636.98	
	南 牧 村	3,734.40	
	甘 楽 町	608.89	

- (注) 1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林とする。
 2 森林計画図の縦覧場所は、関東森林管理局計画課及び群馬森林管理署とする。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。

具体的には、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護に関する取組を推進する。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少等の社会的情勢の変化等に配慮する。また、近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進する。加えて、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進する。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林GISの効果的な活用を図る。

森林の各機能について、特にその機能発揮の上から望ましい森林の姿は次のとおりである。

なお、地球環境保全機能については、二酸化炭素の吸収や炭素の固定、蒸発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然・自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であつて、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林

カ 生物多様性保全機能

全ての森林が発揮するものであるが、属地的に機能が発揮されるものを示せば、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が多い森林であつて、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

（２）森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、前述の「森林の整備及び保全の目標」を基本とする。

各機能の高度発揮を図るため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。

具体的には、森林の有する各機能の高度発揮を図るため、併存する機能の発揮に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を行う観点から、地域の特性、森林資源の状況及び森林に関する自然条件並びに社会的要請を総合的に勘案の上、育成単層林における保育・間伐及び主伐と再生林による林齢構成の平準化、針広混交林化及び広葉樹林化、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の整備、天然生林の適確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策及び森林病虫害や野生鳥獣による被害防止対策等を推進する。

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針については、以下のとおり定める。

ア 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存在する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進する。

ダム等の利水施設上流部等においては、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

ウ 快適環境形成機能

国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている森林等の保全を推進する。

エ 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力のある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、国民に憩いと学びの場等を提供する観点から、自然条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなど多様な森林整備を推進する。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

オ 文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。

また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

カ 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指す。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。

また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進する。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

		単位 面積：ha	
区 分		現 況	計画期末
面 積	育 成 単 層 林	10,481.92	10,235.44
	育 成 複 層 林	3,396.91	3,423.43
	天 然 生 林	13,536.14	13,493.74
森林蓄積 m^3/ha		184	193

(注) 1 育成単層林、育成複層林及び天然生林へと誘導・維持する施業の内容については、以下のとおり。

(1) 育成単層林においては、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為^{※1}により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（以下「育成単層林へ導くための施業」という。）。

(2) 育成複層林においては、森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において複数の樹冠層^{※2}を構成する森林（施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む）として人為により成立させ維持する施業（以下「育成複層林へ導くための施業」という。）。

(3) 天然生林においては、主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業（以下「天然生林へ導くための施業」という。）。

この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等を含む。

2 現況については、令和6年3月31日現在の数値である。

2 その他必要な事項

特になし。

※1 「人為」とは、植栽、更新補助（落下した種子の発芽を促進させるための地表かきおこし、刈払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。

※2 「複数の樹冠層」は、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより、生じるもの。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

森林施業に当たっては、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、次に掲げる基準による。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに法令により立木の伐採につき制限がある森林（森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定する森林をいう。）については、制限の範囲内で必要な施業を行う。

施業の実施に当たっては、山村における過疎化や高齢化の進行を踏まえ、林地生産力の高低や傾斜の緩急といった自然条件のほか、車道等や集落からの距離といった社会的条件を勘案しつつ効率的かつ効果的に行う。また、森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保残に努める。さらに、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を推進する。このほか、野生鳥獣による森林被害の状況に応じた施業を行う。

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法

伐採に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮を確保するため、作業地の自然条件を踏まえ、土砂の流出や林地崩壊の危険が予想される箇所等について、林地の保全や生物多様性の保全等に支障が生じないように、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、適切な伐採方法及び搬出方法によることとする。

ア 育成単層林へ導くための施業

育成単層林へ導くための施業は、自然条件のほか社会的条件、林業技術体系等からみて、公益的機能の発揮が確保され、高い林地生産力が期待できる森林について、下記に留意のうえ実施する。なお、伐採方法は皆伐とし、更新方法は、人工造林又はぼう芽更新等の天然更新とする。

- a 自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、1か所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮する。ただし、分収造林等の契約に基づく森林は契約内容による。
- b 連続して伐区を設けようとする場合は、隣接新生林分がおおむねうっ閉した後に設ける。
- c 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、森林の面的広がりやモザイク的配置を考慮する。
- d 林地の保全、溪畔周辺の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等の観点から、必要に応じて保護樹帯の設定や伐区の形状にも配慮する。
- e 利用径級に達しない有用天然木及び高木性の天然木であり、形質の優れているものが生育している場合は努めて保残する。
- f 主伐の時期については、生物多様性の保全、水源涵養等の公益的機能の発揮を第一とし、地域における木材需要、高齢級林分に偏った齢級構成の平準化等を踏まえ、伐期の多様化を図る。
- g アカマツの天然下種更新やコナラ等のぼう芽更新による育成単層林の造成を期待し天然更新を行う場合は、確実な更新を確保するため、伐区の形状、母樹の保残、樹種の特性等について十分配慮するとともに、伐採に当たっては、前生稚樹の生育状況及び種子の結実状況、ぼう芽力の旺盛な林齢等を勘案して、適切な時期を選定する。

イ 育成複層林へ導くための施業

育成複層林へ導くための施業は、自然条件のほか社会的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組合せにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が期待できる森林について、下記に留意の上実施する。また、主伐に当たって択伐又は複層伐を実施する場合は、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然条件、稚樹や下層木の生育状況、種子の結実状況等を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行う。スギ、ヒノキ等の単層林を複層林へ誘導する場合は、面的な複層状態に誘導する伐採、群状又は帯状の伐採を基本として実施することとする。

a 択伐

- ・樹種構成、自然条件、林木の成長等を勘案するとともに、公益的機能の維持・増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう配慮することとし、伐採率は30%以内（伐採後に人工造林により更新する場合は40%以内）とする。
- ・群状択伐を行う場合の一伐採群の大きさは0.05ha未満とし、帯状択伐を行う場合は10m未満の幅とする。
- ・伐採に当たっては、保残木、下木の損傷を回避し、稚幼樹や高木性樹種の中小径木の育成に努める。
- ・更新は天然下種更新を基本とし、確実な更新を確保するため、伐区の形状、母樹の保残、樹種の特性等について十分配慮するとともに、伐採に当たっては、前生稚樹の生育状況及び種子の結実状況等を勘案して、適切な時期を選定する。

b 複層伐

- ・伐採箇所は、自然条件を踏まえ公益的機能を確保する観点から、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮する。伐採面積は、面的な複層状態に誘導する場合には、1伐採箇所の面積は概ね2.5ha以下、伐採箇所の形状が群状の場合には概ね1ha以下、帯状の場合には伐採幅を樹高の2倍以内とする。また、伐採率は、原則として50%以内とする。
- ・林地や溪畔周辺の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等の観点から、必要に応じて保護樹帯の設定や伐区の形状にも配慮する。
- ・稚幼樹、高木性樹種の中小径木の育成及び母樹の保残を図る。
- ・伐採に当たっては、保残木、下木の損傷の回避に努める。
- ・天然更新を行う場合は、確実な更新を図るため、種子の結実や散布状況、稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮することとする。

ウ 天然生林へ導くための施業

天然生林へ導くための施業は、自然条件のほか社会的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、下記に留意の上実施する。

a 主伐については、ア及びイで定める事項による。

b 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要がある森林については、その目的に応じて適切な施業を行う。

(2) 立木の標準伐期齢

標準伐期齢は樹種ごとに平均成長量が最大となる年齢を基準として、次のとおり定める。

単位：年

地 区	樹 種					
	ス ギ	ヒ ノ キ	アカマツ クロマツ	カラマツ	そ の 他 針 葉 樹	そ の 他 広 葉 樹
全 域	35	40	35	40	60	15

(注) 「その他広葉樹」は、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に従われるものとする。

(3) その他必要な事項

特になし。

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林等において行う。

また、伐採が終了してからおおむね2年以内に効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽し、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業に努める。

ア 人工造林の対象樹種

人工造林に当たっては、適地適木を旨とし、郷土樹種も考慮に入れて、気候、地形、土壌等の自然条件等に適合するとともに、木材需要にも配慮した樹種を選定する。

なお、苗木の選定に当たっては、可能な限り特定苗木やその他の花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木及び低花粉苗木等）の増加に努める。

イ 人工造林の標準的な方法

地位等の自然条件や既往の造林方法を勘案し、次を標準として適確な更新を図る。

また、再造林は、伐採、地ごしらえ、造林等の作業を一連の工程で行う一貫作業システムにより実施することを基本とする。

a 地ごしらえ

植生、地形、気象等の立地条件、保残木や末木枝条の残存状況及び予定する植栽本数等に応じた適切な作業方法を採用する。

b 植付け

入手可能な限り、コンテナ苗を活用する。また、気象条件及び苗木の生理に配慮しつつ、苗木の適正な管理を行うとともに、適期の作業とし、確実な活着と旺盛な成長が図られるよう実施する。

c 人工造林の植栽本数

植栽本数は、2,000本/haとする。ただし、保安林の指定施業要件で植栽本数の下限が定められている場合は、その本数以上とする。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工造林をすべき期間は、裸地状態を早期に回復して公益的機能の維持を図るため、原則として、伐採・搬出を終了した日を含む伐採年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。

エ 鳥獣害防止対策

目的樹種の成長を阻害する野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生息状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の獣害防止施設等の整備や捕獲等を行う。

また、野生鳥獣との共存にも配慮した森広混交の育成複層林の整備等を推進する。

(2) 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等の対象森林の現況はもとより、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が期待できる森林において行う。

ア 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、周辺の自然条件を踏まえた有用天然木又は高木性の天然木とする。

イ 天然更新の標準的な方法

天然更新箇所について、確実な更新を図るために更新補助作業を行う場合は、次による。

a 地表処理

ササや粗腐植の堆積等により、種子の着床、稚樹の発生、生育が阻害されている箇所については、かき起こし、枝条整理等の作業を行い、種子の着床と稚樹の発生及び生育の促進を図る。

b 刈出し

発生した稚樹の生育が、ササ等の植生の繁茂によって阻害されている箇所については、稚樹の周囲の刈払いを行い、稚樹の生育の促進を図る。

c 植込み

適期に更新状況を確認し、更新が不十分な箇所については、現地の実態に応じた必要な本数の植込みを行う。

d 芽かき

ぼう芽更新の場合、一つの株から発生した複数のぼう芽は、必要に応じて芽かきを行う。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間

天然更新の種類	更新状況調査の時期	更新完了の目安
天然下種第1類	搬出又は地表処理完了後3年目	樹高30cm以上の有用天然木及び高木性の天然木が5,000本/ha以上林地にほぼ均等に成立したときとする。
天然下種第2類	搬出完了後5年目	
ぼう芽	搬出完了後3年目	

なお、更新状況調査において更新完了の目安に達していない場合は、状況に応じて経過観察、更新補助作業の実施、又は植栽により確実な更新を図ることとする。

(注) 1 天然下種第1類：天然更新に当たり、更新補助作業を行い更新を図る方法。

2 天然下種第2類：天然更新に当たり、天然力を活用し人為を加えない方法。

3 ぼう芽：主に伐採した樹木の根株から発生する新芽を育てる方法。

(3) その他必要な事項

特になし。

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐の標準的な方法

間伐については、林冠がうっ閉（隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになることをいう。以下同じ。）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採する方法により、伐採後、一定の期間内に林冠がうっ閉するよう、行うものとする。

間伐の実施に当たっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持され、根の発達が促されるよう、適切な伐採率により繰り返し行う。特に高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意する。また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努める。

また、間伐の繰り返し時期は下表のとおりおおむね10年を目安とし、間伐率や林冠がうっ閉する期間等を考慮し、時期を失することのないよう適切に実施することとする。

なお、樹冠疎密度が10分の8以上の林分を対象とし、間伐率は材積比35%を超えず、かつ、その伐採により樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても、当該伐採年度の翌年度の初日から起算して、おおむね5年後において、その森林の樹冠の密度が10分の8以上に回復することが確実に認められる範囲内の伐採率とする。

樹 種	間 伐 時 期 (年)				間 伐 の 方 法
	初回	2回目	3回目	4回目	
ス ギ	25	35	(45)	(55)	○風害のおそれがある場合、国土保全上支障がある場合、その他特別な事情がある場合を除き、列状間伐とする。 ○間伐率は、材積比20～35%とする。
ヒ ノ キ	30	40	(50)	(65)	
アカマツ	30	40	(50)	(65)	
カラマツ	25	35	(45)	(60)	

(注) () は、長伐期施業に適用する。

(2) 保育の標準的な方法

下刈、つる切、除伐の保育については、下表を目安として、現地の実態に即した適期作業の実行に努め、林木の健全な生育を促進することとする。

植栽樹種	作業種	経過数 (年)														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
スギ	下刈	←				→										
	つる切						←		△				△			→
	除伐							←		△				△		→
ヒノキ	下刈	←				→										
	つる切						←		△				△			→
	除伐							←		△					△	→
アカマツ カラマツ	下刈	←				→										
	つる切					←		△				△				→
	除伐						←		△					△		→

- (注) 1 本表は保育実行時期の目安であり、実施に当たっては、現地の実態に応じて行う。
- 2 下刈は、画一的な実施を排し、現地の実態に応じて可能な場合は、省略や隔年実施とする。
- 3 つる切・除伐の△印は標準的な適期を示し、←・→は実行時期の範囲を示す。
- 4 実行に当たっては、次の点に留意する。
- (1) 下刈終了時点の目安は、大部分の造林木が周辺植生高と同等以上となり、造林木の生育に支障がないと認められる時点とする。
- (2) 除伐の実行に当たっては、画一性を排し、将来の利用が期待される高木性樹種の育成、林地の保全に配慮した適切な作業を行う。
- (3) 2回目の除伐時期又は、2回目の除伐実施後1回目の間伐時期までの間に、造林木の本数密度が高く、調整する必要がある場合は除伐2類を実施する。
- 5 天然木の保育については、目的樹種の特長、競合する植生の状態等現地の実態を十分考慮して、適切に実施する。

(3) その他必要な事項

森林吸収源対策を推進するため、育成林については、間伐等の保育を計画的かつ着実に実施する。

4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法については、次の区分ごとに別表1のとおり定める。

ア 公益的機能別施業森林の区域

① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

水源涵養機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定める。

② 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

(ア) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

山地災害防止機能／土壌保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定める。

(イ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定める。

(ウ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

保健・レクリエーション機能又は文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定める。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等については、この限りでない。

③ ①及び②のうち伐採の方法その他の施業の方法を特定する必要がある森林の区域 別表1の3のとおり定める。

イ 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

公益的機能別森林施業については、下表に基づき公益的機能別施業森林ごとに定める。

公益的機能別施業森林における施業方法

① 水源涵養機能	次の条件のいずれかに該当し、水質の保全又は水量の安定確保のため伐採の方法を定める必要がある森林については、伐期の拡大のほか、皆伐を行う場合にあっては伐採面積の規模縮小を推進 (ア) 地 形 - a 標高の高い地域 - b 傾斜が急峻な地域 - c 谷密度の大きい地域 - d 起伏量の大きい地域 - e 溪床又は河床勾配の急な地域 - f 掌状型集水区域 (イ) 気 象 - a 年平均又は季節的降水量の多い地域 - b 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域 (ウ) その他 大面積の伐採が行われがちな地域
② 山地災害防止機能 ／土壌保全機能	次の条件のいずれかに該当し、人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採の方法を定める必要がある森林については、複層林施業を推進 (ア) 地 形 - a 傾斜が急な箇所 - b 傾斜の著しい変移点を持っている箇所 - c 山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所 (イ) 地 質 - a 基岩の風化が異常に進んだ箇所 - b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所 - c 破碎帯又は断層線上にある箇所 - d 流れ盤となっている箇所 (ウ) 土壌等 - a 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌からなっている箇所 - b 土層内に異常な帯水層がある箇所 - c 石礫地からなっている箇所 - d 表土が薄く乾性な土壌からなっている箇所
③ 快適環境形成機能	次の条件のいずれかに該当し、生活環境の保全及び形成のため伐採の方法を定める必要がある森林については、複層林施業を推進 (ア) 都市近郊等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林

	(イ) 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林 (ウ) 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林
④ 保健・レクリエーション機能／文化機能／生物多様性保全機能	次の条件のいずれかに該当し、自然環境の保全及び形成並びに保健・教育・文化的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林については、複層林施業を推進（（エ）については、択伐による複層林施業に限る。） (ア) 湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林 (イ) 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの (ウ) ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林 (エ) 希少な生物の保護のため必要な森林

注：②～④までにあつては、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分の保全機能、生活環境保全機能、風致の維持等の確保が可能な場合には、長伐期施業等を推進

(2) その他必要な事項

特になし。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網については、林道、林業専用道、森林作業道からなるものとし、その開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進する。

また、林道（林業専用道を含む。以下同じ。）の整備については、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林等を主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への視点を踏まえて推進する。特に林道の開設に当たっては、災害の激甚化や走行車両の大型化、未利用材の収集運搬の効率化に対応し、河川沿いを避けた尾根寄りの線形選択、余裕のある幅員や排水施設の適切な設置等を推進する。

既設林道の改築・改良に当たっては、走行車両の大型化に対応できるよう曲線部の拡幅や排水施設の機能強化など質的な向上を図る。

基幹路網の現状

単位 延長：km

区 分	路 線 数	延 長
基幹路網	76	208
うち林業専用道	7	15

(注) 現状については、令和6年3月31日現在の数値である。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

高性能林業機械開発の進展状況等も考慮しながら、下表を目安に傾斜区分と導入を図る作業システムに応じた目指すべき路網整備の水準を踏まえつつ、林道及び森林作業道を適切に組み合わせて整備する。

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度：m/ha

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地(0° ～15°)	車両系作業システム	110以上	35以上
中傾斜地(15° ～30°)	車両系作業システム	85以上	25以上
	架線系作業システム	25以上	
急傾斜地(30° ～35°)	車両系作業システム	60<50>以上	15以上
	架線系作業システム	20<15>以上	
急 峻 地(35° ～)	架線系作業システム	5以上	5以上

(注) 1 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り下げ集積するシステムをいう。タワーヤード等を活用する。

- 2 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステムをいう。フォワーダ等を活用する。
- 3 「急傾斜地」のくゝ書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

(3) 林産物の搬出方法

林産物の搬出に当たっては、伐採する区域の地形等の条件に応じた集材方法及び使用機械を選択するなど、適切なシステムを選択する。

特に、地形、地質等の条件が悪く、土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、森林の更新や森林の土地の保全に支障を来す場所においては、地表を極力損傷しないよう、路網の作設は避け、架線によることとするなど十分に配慮する。

やむを得ず路網又は架線集材のための土場の作設が必要な場合は、法面を丸太組みで支えるなどの対策を講じる。

(4) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法
該当なし。

(5) その他必要な事項
特になし。

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業に従事する者の養成及び確保については、林業経営体の体質強化、高性能林業機械の導入、林業従事者の就労条件の改善、労働安全衛生の確保等に関する一般林政施策の充実とあいまって、林業経営基盤の強化が図られ、優れた林業従事者の確保に資することができるよう、民有林関係者及び関係機関と連携を図りつつ、請負事業の計画的・安定的な実施、事業発注時期の公表、技術習得情報の提供等に努める。

あわせて、森林経営管理制度の定着に向けては、民有林において事業を実施する意欲と能力のある林業経営体の育成が重要であることから、国有林野事業に係る事業を委託する場合にはこうした林業経営体の受注機会の拡大に配慮する。また、国有林の多様な立地を活かし、事業の実施やニーズを踏まえた現地検討会の開催、先駆的な技術の実証等を通じた林業経営体の育成に取り組む。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

作業システムの高度化については、安全を確保しつつ森林施業の効率化、作業の省力化・労働強度の軽減を推進するため、機械の自動化を含む高性能林業機械等の開発・改良を進めるとともに、その導入と稼働率の向上を図る。このため、民有林関係者と連携を図りつつ、現地検討会等を通じた高性能林業機械を含む機械作業システムの普及・指導、オペレーターを養成するための研修フィールドの提供に取り組むほか、路網の整備、事業規模の確保に配慮した請負事業の発注に努め、林業経営体の高性能林業機械の導入の推進に寄与するよう努める。

(3) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

林産物の利用の促進については、公共建築物等における木材利用の促進や地域における木材の安定供給体制の構築等が図られるよう、地域や樹材種ごとの木材の価格、需給動向を把握しつつ、持続的かつ計画的な供給に努める。

また、地球温暖化防止のための森林吸収源対策として進める間伐等の森林整備に伴い生産される間伐材等については、建築用材を始め合板や集成材、土木、製紙、エネルギー等の多様な分野における需要者のニーズに即した原木を安定的に供給し得る体制の整備に努める。その一環として、公募により製材業者等と協定を締結して原木を供給する「システム販売」など、国有林材の安定供給を通じて、地域の林業・木材産業の活性化に貢献する。

(4) 社会経済情勢を踏まえた森林施業に関する方針

公益重視の管理経営を一層推進する中で、木材需要の多様化、林業労働力不足等の社会経済情勢の変化を踏まえ、植栽本数の縮減や下刈の省力化、天然力を活用した森林の更新、早生樹等の植栽の試行等、創意工夫に基づく森林施業に積極的に取り組む。

(5) その他必要な事項

民有林と国有林が連携して効率的な路網整備や間伐等の森林整備に取り組むため、公益的機能維持増進協定の締結による森林の整備、森林共同施業団地の設定、民有林と国有林が連携したシステム販売等を推進する。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区については、次のとおり定める。

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積	留意すべき事項	備 考 (該当する保安林種等)	
市 町 村	区域 (林班)				
高 崎 市	(87、88)、89、90、210～215、(216)、222～224、(225)、226～228、(229、230)、231～234、(237)、238～243、(244)、245、246、(247)、248、249、(250)、251～257、278、279、285		水源の涵養	水かん	1629.56
	計	1,853.55		砂防	3.09
藤 岡 市	(34)		土砂流出の防備	土流	6.47
	計	29.46			
富 岡 市	(23、24、101)		水源の涵養 土砂流出の防備	水かん	305.89
	計	443.71		土流	52.37 0.05
安 中 市	(102～106)、107～109、(110)、111～113、(114、115)、116～155、(158)、159～161、(162)、163～166、(168～170)、(175)、176～180、(181)、(187)		水源の涵養 土砂流出の防備 土砂崩壊の防備	水かん	4,835.50
	計	5,984.11		土流	101.58
上 野 村	46、49、59～63、(64)、65～77、77-1、77-2、78、(79)、80～86		水源の涵養	土崩	160.50
	計	7,120.72		砂防	0.14

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積	留意すべき事項	備 考	
市 町 村	区域（林班）			（該当する保安林種等）	
神 流 町	(20、33、35、37～39、41)		水源の涵養 土砂流出の防備 落石の防止	水かん	106.94
[高塩官造]	1			土流	355.13
[黒田官造]	1			落石	1.03
	計	577.00			
下 仁 田 町	2～7、(8)、9、(10、11)、 (25～27、29)、30、 (31、32)		水源の涵養 土砂流出の防備	水かん	1,815.30
				土流	1,400.42
				砂防	1.25
	計	3,276.23			
南 牧 村	13、(14、15)、16、(17)、 (22)、45、47、48、50～58		水源の涵養 土砂流出の防備	水かん	3,426.06
				土流	29.46
	計	3,469.70			
甘 楽 町	(18、28)				
	計	50.59			
総 数		22,805.07			

- (注) 1 市町村欄の〔 〕は公有林野等官行造林地である。
 2 区域欄の数字は林班で、() 書は林班の一部であることを示す。
 3 本項に該当する主な森林の区域は、次の森林である。

略 称	該当する保安林種等
水かん	水 源 か ん 養 保 安 林
土 流	土 砂 流 出 防 備 保 安 林
土 崩	土 砂 崩 壊 防 備 保 安 林
落 石	落 石 防 止 保 安 林
砂 防	砂 防 指 定 地

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

単位 面積：ha

区 分		森 林 の 所 在	面 積	搬 出 方 法
総 数			1,086.89	原則架線集材とする。*
市 町 村 別 内 訳	高 崎 市	216 に、へ、と 229 ほ1 248 ち3、り	27.24	
	藤 岡 市	34 わ、て、ロ	19.23	
	安 中 市	102 り 134 ほ、イ2 135 る	20.54	
	上 野 村	59 ほ1、ほ4、ほ5、ほ6、へ1 60 は1、ほ1、ほ2、61か、 イ4 64 ほ1、ほ2、ほ3、ほ4、と、 ち、り、ぬ、る1、る2、わ、 よ1、そ1、そ2、つ、ね2、 ね3	169.74	
	神 流 町	35 ほ 36 ろ1、は、に1、に4 37 れ、そ、つ、ね、な、ら、 む、ま、え2、え3、え4、 え5、さ2、さ4、イ1、イ2、 イ3、イ5 39 る2、ね1 40 い3、ほ、へ、と、り2、 ぬ2、ぬ3、ぬ4、か、よ1、 た、れ、そ、む1、む2、 う2、う5、う6、う7、の、 お、く1、や2、こ、イ1、 イ5、41い、に、つ、な、 ら7	240.83	
	下 仁 田 町	12 ろ2、ろ3、は1、は2、に2、 に6、ほ1、ほ2、ほ3、ほ4、 へ、と、ち2、ち3、ち4、 り1、り3、り4、る2、る5、 わ、か、よ1、よ2、よ4、 た4、そ1、そ2、そ5、そ6、	330.00	

単位 面積：ha

区 分	森 林 の 所 在	面 積	搬 出 方 法
下 仁 田 町	そ7、つ、ね、な1、な2、 う2、く、て、あ、イ1、 イ2、イ3、イ4、イ5 25 う2、や3、や5、や7、け1、 ゆ1 26 へ1、へ2、と、か1、つ1、 ね1、ね2 27 た、れ3、む1、29い2、は、 ほ2、へ、と、ち、た2、む、 う2、お、イ1、イ2 30 む、う1、う2、お、く1、 く2、ま、け 31 に2、る2、か、そ、ね1、 な2、む、イ2、イ3、イ4、 イ5 32 た3、た4、た5、れ1、れ2、 れ3、ね2、む、う5、の、 や、ま1、ロ2、ロ3		
南 牧 村	13 よ1、よ2、れ5、れ7、れ8、 そ、つ、ね、む3、う3、 う4、う5、う6、く、さ、 き、イ3 14 あ、さ、き、し1、し2、 イ4、イ5、イ6 15 は1、は2、に1、に2、へ2、 と、ち、り2、り3、り4、 り5、ぬ1、ぬ3、ぬ4、る1、 る2、わ、か、よ、た、 れ1、イ1、イ2、イ3、イ4 16 ろ、は、に、ほ、ち、り、 る1、わ、か、れ1、う3、 う4、の2、の3、の4、の5、 お1、お2、お3、や1、や3、 け1、ふ1、ふ2、こ1、こ2、 え1、て、あ1、あ2、あ3、 し2、も2、も3、も4、も5、 イ1、イ4、イ5、イ6、イ7 52 り1、ぬ、わ、か	267.53	

単位 面積：ha

区 分		森 林 の 所 在	面 積	搬 出 方 法
	南 牧 村	54 に、と、ち、イ2		
	甘 楽 町	18 そ、ら、の 28 う1	11.78	

注 森林の所在は、林班、小班等により表示するものとする。

※ 当該小班のうち急傾斜地に該当せず、地質や相対的な地形等から判断して森林作業道を開設しても崩壊や土砂流出等のおそれがないと判断できる範囲で作業を行う場合は、車両系による集材を可能とする。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立つて森林の適正な保全と利用との調整を図り、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は極力避ける。

また、土石の切り取り、盛土その他土地の形質の変更を行う場合には、気象、地形、地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行う。

さらに、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置、環境の保全等のための森林の適正な配置等の適切な措置を講ずる。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、群馬県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。

(4) その他必要な事項

立木の伐採に当たっては、森林の有する公益的機能を阻害しないよう、小面積分散伐採及び表土の保全に配慮するよう努める。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、Ⅱ－第2－1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、当計画区における森林に関する自然的条件、社会的要請、保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保する。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

該当なし。

(3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点からⅡ－第2－1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、近年、大雨や短時間豪雨の発生頻度の増加により尾根部からの崩壊等による土砂流出量の増大、流木被害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態が変化していることを踏まえ、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、次の取組を行う。

ア 山地災害危険地区等におけるきめ細かな治山ダムの設置等による土砂流出の抑制

イ 森林整備や山腹斜面の筋工等の組合せによる森林土壌の保全強化

ウ 流木捕捉式治山ダムの設置に加え、渓流域での危険木の伐採、溪流生態系にも配慮した林相転換等による流木災害リスクの軽減

こうした対策の実施に際しては、流域治水の取組と連携を図る。

これらのハード対策と併せて、山地災害危険地区に係る監視体制の強化や情報提供等のソフト対策の一体的な実施、地域の避難態勢との連携を図る。

併せて、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、ICTや新技術の施工現場への導入を推進する。このほか、現地の実情に応じて、在来種を用いた植栽・緑化や治山施設への魚道の設置など生物多様性の保全に努める。

(4) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、地域住民、地方公共団体等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調製、標識の設置、巡視及び指導の徹底等を適正に行う。

また、衛星デジタル画像等を活用し、保安林の現況や規制に関連する情報の総合的な管理を推進する。

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

ア 区域の設定

鳥獣害防止森林区域については、別表2のとおり定める。

イ 鳥獣害の防止の方法

鳥獣被害の防止については、森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、当該対象鳥獣からの被害を防止するため、わな捕獲（くくりわな等によるものをいう。）並びにセンサーカメラによる生息状況等のモニタリングの実施、防護柵、幼齢木保護具、剥皮防止帯の設置等による植栽木の保護措置を実施し、鳥獣害防止対策を推進する。

その際、地方公共団体など関係機関と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めるとともに、防護柵等の設置に当たっては、創意工夫を図りながら設置コストの抑制に努める。

(2) その他必要な事項

特になし。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

当計画区の国有林における森林病虫害等による被害は前計画区間中に確認されていないが、被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努める。特に、松くい虫被害については、被害抑制のための健全な松林の整備を推進し、被害が発生した場合は、被害状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図ることとする。なお、抵抗性を有するマツへの転換に当たっては、気候、土壌等の自然条件に適合したものを導入する。

また、ナラ枯れ被害についても、自治体等と連携し被害監視から防除実行までの地域の体制づくり、新たな技術の導入も含めた適切な防除を推進し被害の未然防止を図る。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）

3（1）アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、地域の森林資源の構成、被害の動向を踏まえ、必要に応じて、3（1）イに準じた鳥獣害防止対策を推進する。

ツキノワグマによる剥皮等の被害が発生している地域については、自治体等の関係機関と連携し、生息状況、被害実態、捕獲等の情報を共有し、効果的な被害防止対策に努める。

また、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交の育成複層林の整備を推進する。

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災を未然に防止するため、入林者数の動向、道路の整備状況及び過去における林野火災の発生頻度を踏まえ、保護標識等の適切な設置や巡視に努めるとともに、保護管理上必要となる歩道等については、必要に応じて地方公共団体との連携を図り、効果的な整備を推進することとする。

(4) その他必要な事項

廃棄物の不法投棄等の人為被害、豪雨災害や風害等の気象被害等については、入林者数の動向、過去の被害の発生状況、発生時期、気象状況等を踏まえ、より効果的かつ適切な被害防止対策の実施に努める。

第5 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総 数	915	870	44	278	248	30	637	624	14
うち前半 5 年 分	447	424	23	138	122	16	309	303	7

注 四捨五入により総数が一致しない場合がある。

2 間伐面積

単位 面積：ha

区 分	間 伐 面 積
総 数	7,533
うち前半5年分	3,565

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分	人 工 造 林	天 然 更 新
総 数	686	236
うち前半5年分	288	19

4 林道等の開設及び拡張に関する計画

単位 延長：m 面積：ha

開設 拡張 別	種 類	区 分	位 置 (市町村)	路線名	延 長	利 用 区 域 面 積	う ち 前 半 5 年 分	対図 番号	備 考 (林班)
開設	総 数			19路線	39,694	2,974.06	15,444		
	自動 車道	林 業 専用道	高 崎 市	似手萱	1,200	99.00	1,000	③	208外
				東地蔵峠	1,720	77.00	1,000	④	198外
				百六	300	14.86	300	⑨	262
				境沢	800	58.58	800	⑩	238外
				地蔵峠三 沢(本丸三 つ丸)	2,000	53.20	—	⑫	210
				本丸三つ 丸林道第 一支線	1,000	70.54	—	⑫	211
			計	6 路線	7,020	373.18	3,100		
			安 中 市	中木	844	232.80	844	⑦	112外
				中川	500	39.66	500	⑧	165外
				峠	3,000	286.00	—	⑬	151外
				妙義山	2,000	187.00	—	⑭	108外
			計	4 路線	6,344	745.46	1,344		
			藤 岡 市	上妹ヶ谷	3,360	176.00	1,000	⑥	34外
			計	1 路線	3,360	176.00	1,000		
			神 流 町	持倉沢	5,210	282.00	3,000	②	37外
			計	1 路線	5,210	282.00	3,000		
			上 野 村	乙父	1,000	229.00	—	⑮	61外
			計	1 路線	1,000	229.00			
			下仁田町	桑本	1,180	37.42	1,000	⑪	32
				立岩・稻含	4,000	239.00	4,000	⑰	24外
				道平	2,000	172.00	—	⑯	10外
			計	3 路線	7,180	448.42	5,000		
			南牧村	大上	4,080	197.00	1,000	⑤	52外
				上臼山	1,500	224.00	1,000	①	47外
				砥沢	4,000	299.00	—	⑱	51外
			計	3 路線	9,580	720.00	2,000		

(注) 開設に係る「林道等の開設計画箇所位置図」は、巻末に掲載。

単位 延長：m 面積：ha

開設 拡張 別	種 類	区 分	位 置 (市町村)	路線名	延 長	利 用 区 域 面 積	う ち 前 半 5 年 分	対図 番号	備 考 (林班)
拡張	総 数			58路線	12,900		6,450		
	自 動 車 道 (改良)	林 道 ／ 林 業 専用道	高 崎 市	東地蔵峠林道	200		100		195外
				地蔵峠・三沢(三 沢)林道	200		100		229外
				滑川林道	400		200		239外
				滑川林道 細尾沢支線	200		100		246外
				本丸三つ丸林道 大平支線	200		100		218外
				鳴石林道 笹平支線	200		100		270外
				滑川林道 細尾沢支線	200		100		245外
				東地蔵峠林道水 沼支線	200		100		202外
				三沢林道 川浦支線	200		100		231
				三沢林道三沢支 線	200		100		227外
				三沢林道 大日陰支線	400		200		223外
				蛇湧橋林道	200		100		236
				相間川林道	400		200		206外
				岩氷林道	200		100		220外
			計	14路線	3,400		1,700		
			安 中 市	一の瀬林道	400		200		175外
				中川林道	400		200		162外
				地蔵峠・三沢(檜 尾)林道	400		200		158外
				地蔵峠・三沢(地 蔵峠)林道	400		200		179外
				赤根沢林道	100		50		
				東地蔵峠林道赤 根沢支線	200		100		184外
				一の瀬林道トロ ガ沢支線	200		100		174外

単位 延長：m 面積：ha

開設 拡張 別	種 類	区 分	位 置 (市町村)	路線名	延 長	利 用 区 域 面 積	う ち 前 半 5 年 分	対図 番号	備 考 (林班)
	自 動 車 道 (改良)	林 道 ／ 林 業 専用道	安 中 市	東地蔵峠林道赤 根沢分線	200		100		192
				道全林道	200		100		10
				ノクビ沢林道	200		100		177
				峠林道	200		100		139外
				地蔵峠林道(一の 瀬)	200		100		178
				地蔵峠・三沢林 道増田川支線	200		100		165外
				熊の平林道	200		100		121外
				中川林道五十嵐 沢支線	200		100		168外
				中川林道中川支 線	200		100		163外
				赤石沢林道	200		100		155
				中木林道	200		100		114
				五十嵐沢林業専 用道	200		100		166外
			計	19路線	4,500		2,250		
			富 岡 市	立岩・稻含(滝ノ 沢)林道	200		100		23外
			計	1 路線	200		100		
			上 野 村	乙父林道	200		100		61外
				本谷林道	200		100		65外
				本谷林道 ぶどう沢支線	200		100		66外
				中之沢林道 サルマキ支線	200		100		83
				中之沢林道(乙父 東沢)支線	200		100		60
				中之沢林道 中之沢支線	200		100		77
				中之沢(みみず く)林道	200		100		68外
				中之沢林道イオ ドメ支線	200		100		69

単位 延長：m 面積：ha

開設 拡張 別	種 類	区 分	位 置 (市町村)	路線名	延 長	利 用 区 域 面 積	う ち 前 半 5 年 分	対図 番号	備 考 (林班)
	自動 車道 (改良)	林 道 ／ 林 業 専用道	上 野 村	中之沢林道大蛇 倉支線	200		100		75
				十石峠林道	200		100		48外
				本谷林道本谷支 線	200		100		65外
				ぶどう峠林道	200		100		84
				仲野沢林道	200		100		84
			計	13路線	2,600		1,300		
			神 流 町	赤久縄林道	200		100		35
			計	1 路線	200		100		
			下仁田町	立岩・稲含(高 倉)林道	200		100		25外
				道平林道	200		100		10
				荷倉沢林道	200		100		4
				栗ノ木林道	200		100		4
				立岩・稲含(栗 山)林道	200		100		27外
				桑本林道	200		100		32
			計	6 路線	1,200		600		
			南 牧 村	砥沢林道	200		100		51外
				手白坂林道	200		100		42
			計	2 路線	400		200		
			甘 楽 町	堂ノ入林道	200		100		18
				白倉林道	200		100		19
			計	2 路線	400		200		

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積	うち前半5年分	備考
総数（実面積）	25,504.22	22,763.00	
水源涵養のための保安林	22,604.93	19,864.51	
災害防備のための保安林	2,107.76	2,106.96	
保健・風致の保存等のための保安林	1,385.00	1,385.00	

(注) 1 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

2 水源涵養のための保安林とは、水源かん養保安林。

3 災害防備のための保安林とは、土砂流出防備、土砂崩壊防備、落石防止の各保安林。

4 保健・風致の保存等のための保安林とは、保健、風致の各保安林。

② 計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定 解除	種類	森林の所在		面積	うち 前半 5年分	指定又は解除を 必要とする理由
		市町村	区域（林班）			
指定	総数			2,740.82	624.54	
	水かん	計		2,740.42	624.54	水源の涵養
		高崎市	87、88、258、259、261、 262、264～283	755.44	120.13	
		安中市	103、106、114	457.20	349.01	
		上野村	43、44、79	216.23	—	
		神流町	33、34	253.73	—	
		下仁田町	11、12、27	246.13	6.48	
		南牧村	21、22、42	233.72	—	
		甘楽町	18、19、28	577.97	148.92	
	土流	計		0.40	—	土砂の流出の防備
		高崎市	8	0.40	—	

(注) 本表の種類欄に記載した略称は以下のとおりである。

略 称	正 式 名 称
水かん	水 源 か ん 養 保 安 林
土 流	土 砂 流 出 防 備 保 安 林

- ③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積
該当なし。

- (2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
該当なし。

- (3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森林の所在		治 山 事 業 施行地区数		主な工種	備 考
市町村	区 域 (林 班)		うち前半 5 年 分		
高 崎 市	87～90	4	2	溪間工 山腹工	
富 岡 市	24	1	1	溪間工	
安 中 市	103～107、109～110、114、119、 121、122、123、125、126、129、 136、145、147、149、151～155	24	14	溪間工 山腹工	
藤 岡 市	34	1	1	本数調整伐	
上 野 村	59、76	2	2	溪間工 山腹工	
神 流 町	35、38	2	2	本数調整伐	
下 仁 田 町	3～10、27	14	8	溪間工 山腹工 地すべり防止工 本数調整伐	
南 牧 村	57	1	1	溪間工	
甘 楽 町	18、19	2	1	溪間工	
合 計		55	35		

第6 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市町村	区域 (林班)			
水 か ん	総 数		19,239.97	別表3、4 のとおり	
	高 崎 市	89、90、210～215、 222～234、238～257	1,629.56		保健林 67.95 史名天 1.08 都市風致 58.14
	富 岡 市	23、24	305.89		
	安 中 市	106～108、111、112、 118～155、158～ 166、177～181	4,835.50		保健林 166.81 砂防指定 0.14 史名天 40.52 国立特2 168.67 国立特3 909.40 国定特保 40.52 国定特3 449.47
	上 野 村	46、49、59～77、77- 1、77-2、78～86	7,120.72		史名天 55.55 国定特3 211.71 県環特 409.54
	神 流 町	39	106.94		
	下 仁 田 町	10、11、25～27、29 ～32	1,815.30		砂防指定 1.25 国定特2 19.89 県自環特 216.20
	南 牧 村		3,426.06		国定特2 91.20 国定特3 1,519.52
土 砂 流 出	総 数		1,945.43	別表3、4 のとおり	
	藤 岡 市	34	6.47		
	富 岡 市	101	52.37		史名天 52.37 国定特1 52.37
	安 中 市	108～110	101.58		国定特3 101.58
	神 流 町 [高 塩] [黒 田]	35、38、39	355.13		
	下 仁 田 町	2～9	1,400.42		保健林 269.05 国定特1 12.81 国定特2 303.56 国定特3 1,084.05

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市町村	区域 (林班)			
土砂崩壊	総 数			別表 3、4 のとおり	
	安 中 市	117	160.50		
落石防止	総 数			別表 3、4 のとおり	
	神 流 町	37	1.03		
保 健 林	総 数		595.23	別表 3、4 のとおり	
	高 崎 市	89、90、285	159.37		水かん 67.95 風致林 89.66 鳥獣特保 89.66 都市風致 59.90
	安 中 市	124～131、134	166.81		水かん 166.81 国立特 2 153.53 国立特 3 4.98
	下 仁 田 町	2、6、8、9	269.05		土砂流出 269.05 国定特 1 11.81 国定特 2 183.4 国定特 3 73.84
	総 数		789.77	別表 3、4 のとおり	
	高 崎 市	285	93.89		保健林 89.66 鳥獣特保 90.37
	安 中 市	102～106、113～116	695.88		国定特 1 398.47 国定特 2 297.41 鳥獣特保 304.37
	砂防指定		4.53	別表 6 のとおり	
	高 崎 市	88、237、243	3.09		
	富 岡 市	101	0.05		国定特 1 0.05 史名天 0.05
	安 中 市	131、134	0.14		水かん 0.14 国立特 2 0.07 国立特 3 0.07
	下 仁 田 町	10、11	1.25		水かん 1.25
	国立特 2		178.21	別表 5 のとおり	
	安 中 市	124～131、134	178.21		水かん 162.91 保健林 153.53 砂防指定 0.07

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市町村	区域 (林班)			
国 立 特 3	総 数		933.84	別表 5 のとおり	
	安 中 市	118～131、151	933.84		水かん 929.40 保健林 4.98 砂防指定 0.07
国 定 特 保	総 数		102.41	別表 5 のとおり	
	富 岡 市	101	61.89		史名天 61.89
	安 中 市	107	40.52		水かん 40.52 史名天 40.52
国 定 特 1	総 数		556.68	別表 5 のとおり	
	富 岡 市	101	145.40		土砂流出 52.37 砂防指定 0.05 史名天 145.29
	安 中 市	102、105、106、113、 115、116	398.47		風致林 398.47 鳥獣特保 242.08
	下 仁 田 町	8、9	12.81		土砂流出 12.81 保健林 11.81
国 定 特 2	総 数		718.95	別表 5 のとおり	
	富 岡 市	101	3.61		史名天 3.61
	安 中 市	103～106、114、115	297.41		風致林 297.41 鳥獣特保 62.29
	下 仁 田 町	2、4～10	326.12		水かん 19.89 土砂流出 303.56 保健林 183.40
	南 牧 村	14～17、51、56、57	91.81		水かん 91.20
国 特 定 3	総 数		3,858.00	別表 5 のとおり	
	安 中 市	102～112、114～116	787.70		水かん 449.47 土砂流出 101.58
	上 野 村	49	218.50		水かん 211.71
	下 仁 田 町	2～11	1,315.53		水かん 216.20 土砂流出 1,084.05 保健林 73.84
	南 牧 村	13～17、51、52、54 ～58	1,536.27		水かん 1,519.52

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)	
	市町村	区域（林班）				
県自環特	総 数		409.54	別表6 のとおり	水かん	409.54
	上 野 村	59、60、86	409.54		史名天	55.55
鳥 獣 特 保	総 数		395.58	別表6 のとおり		
	高 崎 市	285	91.21		保健林	89.66
					風致林	90.37
	安 中 市	113～116	304.37		風致林	304.37
				国定特 1	242.08	
				国定特 2	62.29	
都 市 風 致	総 数		63.17	別表6 のとおり		
	高 崎 市	89、90	63.17		水かん	58.14
					保健林	59.90
史 名 天	総 数			別表6 のとおり		
	高 崎 市	242	1.08		水かん	1.08
	富 岡 市	101	210.90		土砂流出	52.37
					国定特保	61.89
					国定特 1	145.40
					国定特 2	3.61
					砂防指定	0.05
安 中 市	107	40.52	水かん	40.52		
			国定特保	40.52		
	上 野 村	86	55.55	水かん	55.55	
				県自環特	55.55	

(注) 市町村欄の [] は、公有林野等官行造林地である。

本表に用いた略称

略 称	正 式 名 称	略 称	正 式 名 称
水 か ん	水源かん養保安林	国 立 特 2	国立公園第2種特別地域
土 砂 流 出	土砂流出防備保安林	国 立 特 3	国立公園第3種特別地域
土 砂 崩 壊	土砂崩壊防備保安林	国 定 特 保	国定公園特別保護地区
落 石 防 止	落石防止保安林	国 定 特 1	国定公園第1種特別地域
保 健 林	保健保安林	国 定 特 2	国定公園第2種特別地域
風 致 林	風致保安林	国 定 特 3	国定公園第3種特別地域
砂 防 指 定	砂防指定地	県 立 特 1	県立自然公園第1種特別地域
鳥 獣 特 保	鳥獣保護区特別保護地区	県 立 特 2	県立自然公園第2種特別地域
史 名 天	史跡名勝天然記念物	県 立 特 3	県立自然公園第3種特別地域
都 市 風 致	都市計画法に基づく風致地区	県 自 環 特	県自然環境保全地域特別地区

2 その他必要な事項

特になし。

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法

1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施業方法
総 数		28,981.06	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
高 崎 市	計	3,551.38	
	87 い1～る2		
	88 い～ハ1		
	89 い～る、イ2、ロ		
	90 い1～る		
	198～200 全		
	201 い1、い2、い4～と		
	202～204 全		
	205 い～ロ3		
	206～217 全		
	218 い～へ		
	219 全		
	220 い1～に		
	221～233 全		
	234 い～イ		
	235～237 全		
	238 い、ろ		
	239 全		
	240 い1～ほ		
	241 全		
	242 全		
	243 い1～い5		
	244 全		
	245 い～ほ		
	246 い～ほ		
	247～249 全		
	250 い～イ、ニ2、ホ		
	251 全		
	252 全		
	253 い～へ		
	254 い～ち、ロ		
	255 全		
	256 全		
	257 い1～は		
	258～265 全		

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施業方法
高 崎 市	266 い～は 2 267～269 全 270 い～ほ 271～276 全 277 い～イ 2 278～284 全 285 い～イ 1、イ 4、イ 5		施業方法については、 Ⅱ-第 3-4 -(1)-イの とおり
藤 岡 市	計	227.85	
	34 い～め、ロ		
富 岡 市	計	604.83	
	1 全 23 全 24 い～す 2、ロ～ホ 101 い～り、ハ 1～ハ 3		
安 中 市	計	7,397.72	
	102～113 全 114 い～ち 115 い 1～と、ロ 1～ロ 3 116～124 全 125 い 1～ぬ、ロ 1、ロ 2 126～128 全 129 い 1～や 2 130 全 131 全 132 い～イ、ハ 133～156 全 157 い～ひ 2、イ 2、イ 3、ト 158～163 全 164 い～へ 3、ロ 1～ハ 4 165～167 全 168 い～に、ロ 1、ロ 2 169～196 全 197 い 201 い 3		

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施業方法
上 野 村	計	7,454.96	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
	43 全		
	44 い～あ、ロ1、ロ2		
	46 全		
	49 い1～こ、ロ1、ロ2		
	59 全		
	60 い1～と		
	61～63 全		
	64 い1～な、イ2		
	65 い～こ3		
	66～69 全		
	70 い1～む、ロ1、ロ2		
	71～75 全		
	76 い～け、ロ1～ロ7		
	77 全		
	77-1 全		
	77-2 全		
	78 い1～ロ		
	79～86 全		
神 流 町	計	1,764.05	
	20 い1～と9		
	33 い1～ぬ、ロ、ハ		
	35 い～ロ3		
	36～38 全		
	39 い～ね2		
	40 全		
	41 全		
下 仁 田 町	計	3,636.98	
	2 全		
	3 全		
	4 い～し、ロ1～ロ4		
	5～7 全		
	8 い～イ2、ロ1、ロ2		
	9～12 全		
	25～27 全		
	29～32 全		

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施業方法
南 牧 村	計	3,734.40	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
	13～17 全		
	21 全		
	22 全		
	42 全		
	45 全		
	47 全		
	48 全		
	50～52 全		
	53 い～イ 3		
	54～58 全		
甘 楽 町	計	608.89	
	18 い～す		
	19 全		
	28 い～ふ、ハ		

2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施業方法
総 数		8,645.94	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
高 崎 市	計	555.93	
	87 い2、ろ1、は4、ほ、ち2		
	88 れ4、そ4、つ4、う1、め		
	90 ろ、は		
	207 ね		
	208 イ2、イ3		
	209 イ2、イ3		
	216 に、へ～ち、イ		
	219 全		
	220 い1～に		
	227 い、は、イ		
	228 全		
	229 ろ～ち、イ		
	230 ろ1～に		
	231 全		
	232 い2、ろ、は		
	237 ろ2、は2、に2		
	241 い		
	242 い1～い3、ろ～へ		
	243 い5		
	246 ほ		
	248 全		
	249 全		
	250 と、ち、ぬ～る2、か、た、そ		
	253 へ		
	254 い～ち、ロ		
	255 い3		
	256 い1		
	267 い2		
	278 い2～は		
	279 い、ろ		

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施業方法
藤 岡 市	計	177.00	
	34 い～う 2、こ 1、こ 3～て、き～め、ロ		
富 岡 市	計	61.81	
	24 す 2 101 へ 2、へ 3、と 3、ハ 2、ハ 3		
安 中 市	計	2,082.80	
	102 と、り		
	103 に 1～と		
	106 い 3～に、ち 1、り		
	108 い～に 2		
	109 全		
	110 い～へ、イ		
	112 り～ぬ 2		
	114 ろ 2		
	116 い～ろ 3、は 2～は 4		
	117 全		
	124 い 1～ち		
	125 ろ 1～り 2、ロ 1、ロ 2		
	126 ろ 1～イ		
	127 い、ろ、は 2～る 1、ハ 1		
	128 い～ほ、と～イ		
	129 い 1～や 2		
	130 全		
	131 全		
	132 い～イ、ハ		
	133 全		
	134 い～は 3、に 1～ロ		
	135 い、ろ、と、る		
	136 い～り、か		
	138 と、ぬ 1～ぬ 3		
	139 ほ、へ、よ～た 2、イ 2		
	145 り 2～ぬ 2、る 1、る 2		
	146 い～は、ほ 1～と		
	147 全		
	148 ろ～イ 2		
	149～151 全		

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施業方法
安 中 市	152 い、ろ、よ、た、れ2～つ、イ1、イ2 153 い～は2、ほ～イ 154 い、に、り～よ、れ～ね 155 に～へ、イ1 156 へ～り 192 と1～と3		施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
上 野 村	計	1,046.04	
	44 ね、な、や、ま、ロ2 49 は～と1、ぬ～わ、れ1、そ～つ2、な～く、ま～こ、 ロ1、ロ2 59 い1～い5、に1、に2、ほ1、ほ4～ほ6、へ1、り～る 60 い1、い3、は1～に1、ほ1～と 61 と～ぬ、る2～か、む、う2～お、や、ま1、イ1、イ3、 イ4 62 い、ほ1、り、る2、わ 63 い、わ 64 ほ1～ね3、イ2 76 ロ4 84 お、く 85 う1～う3、お2、く 86 全		
神 流 町	計	1,170.19	
	20 い1～と9 33 ほ3、へ1、と、ち2、ぬ、ロ 35 に2～ち、り2～む3、ロ2 36 ろ1、は～ほ1 37 い1、い2、わ、か、た～け5、こ1～ゆ、イ1～イ7 38 い～ほ、と1～り2、る1～わ3、れ、イ～ロ3 39 い～ね2 40 い1～る4、か～イ5 41 全		
下 仁 田 町	計	2,710.65	
	2 全 3 全 4 い～し、ロ1～ロ4		

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施業方法
下 仁 田 町	5～7 全 8 い～イ 2、ロ 1、ロ 2 9 全 10 イ 11 い 2、い 3、ろ 2、る 3、イ 12 ろ 1～ほ 4、と～む、う 2～く、て、あ、イ 1～イ 5 25 い 1～そ、な～け 5、さ 1～ゆ 1、イ 1 26 い 1～ね 2、イ 27 り 1～わ 10、か 2～れ 3、そ 2～む 2、う 4、イ 1、イ 2 29 い 2～イ 2 30 ん、よ 1、む～や 1、ま、け、イ 2 31 い、ろ 1、は 1～に 2、に 4～な 2、む、お、こ 1、 あ 1～ロ 32 は 1～は 5、ほ、か 2～イ、ロ 2、ロ 3		施業方法については、 Ⅱ-第 3-4 -(1)-イの とおり
南 牧 村	計	784.51	
	13 い 1、い 2、い 4、へ 2、ち、ぬ～の 2、く、え 1～し 4、 イ 1～イ 3、イ 6 14 は 1～ほ 2、ふ～ひ、イ 4～イ 6 15 い～れ 1、れ 5、む、イ 1～イ 5 16 ろ～か、た～イ 7 22 ろ、ほ 2 45 り、る 2、れ～イ 4 50 け、ふ、イ 6 52 り 1、ぬ、る 1、わ、か、れ 54 に、ほ、と、ち、る 2～よ、イ 2 55 い～り、む 56 か 3、か 5～よ、た 3～た 5		
甘 楽 町	計	57.01	
	18 た～つ、な～や 28 う 1、や 2、け、ふ		

- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
該当なし

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施業方法
総 数		3,025.10	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
高 崎 市	計	295.55	
	87 い1～る2		
	88 い～ハ1		
	89 い～る、イ2、ロ		
	90 い1～る		
	242 と		
	285 い～イ1、イ4、イ5		
富 岡 市	計	210.79	
	101 い～り、ハ1～ハ3		
安 中 市	計	1,242.07	
	102 ち、ぬ		
	103 は1、は2、ち～る		
	104 全		
	105 い2、に1、に2		
	106 い1～い3		
	107 ち		
	113 全		
	114 ろ1～ほ、へ3		
	115 い1～に、へ、と、ロ1～ロ3		
	116 は1～は4		
	125 ち、り1、ぬ、ロ1、ロ2		
	126 へ～ち		
	127 る1～ハ2		
	139 わ1～か2、イ2、イ3		
	140 ち、ぬ、る		
	141 り		
	149 い、は		
	150 全		
	157 い～ひ2、イ2、イ3、ト		

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施業方法
上 野 村	計	1,245.42	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
	59 め、る		
	60 は2、へ、と		
	66 て		
	67 く		
	68 む、う		
	69 わ1～か2		
	70 い1、い2、へ～ち、ぬ2、れ		
	74 か		
	75 わ、か		
	76 ね～け、ロ2～ロ7		
	78 お		
	79 か、イ		
	80 と1、と2		
	81 ほ3		
	82 の2		
	83 る2		
	84 む1		
	85 の1、の2		
	86 全		
神 流 町	計	8.21	
	35 し3、し4		
南 牧 村	計	16.86	
	15 ひ2		
甘 楽 町	計	6.20	
	28 ま		

3 1及び2のうち伐採の方法その他の施業の方法を特定する必要がある森林の区域と施業の方法

単位 面積：ha

区 分	森 林 の 区 域		面 積	施業の方法
	市 町 村	林 小 班		
総 数				
農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採方法を特定する必要がある森林	南 牧 村	22 ほ2		択伐とする

別表2 鳥獣害防止森林区域

単位 面積：ha

区 分		対象鳥獣の種類	森林の区域（林班）	面 積
総 数				28,872.44
市町村別内訳	高 崎 市	ニホンジカ	198～285	3,352.36
	藤 岡 市	ニホンジカ	34	227.85
	富 岡 市	ニホンジカ	1、23、24、101	604.83
	安 中 市	ニホンジカ	102～197、201	7,397.72
	上 野 村	ニホンジカ	43、44、46、49、59～86	7,454.95
	神 流 町	ニホンジカ	20、33、35～41	1,854.46
	[高 塩]		1	
	[黒 田]		1	
	下 仁 田 町	ニホンジカ	2～12、25～27、29～32	3,636.98
	南 牧 村	ニホンジカ	13～17、21、22、42、45、47、48、50～58	3,734.40
	甘 楽 町	ニホンジカ	18、19、28	608.89

(注) 市町村欄の [] は、公有林野等官行造林地である。

別表3 指定施業要件を定める場合の基準

事 項	基 準
1 伐採の方法	(1) 主伐に係るもの イ 水源のかん養又は風害、干害若しくは霧害の防備をその指定の目的とする保安林にあっては、原則として、伐採種の指定をしない。 ロ 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、水害、潮害若しくは雪害の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあっては、原則として、択伐による。 ハ なだれ若しくは落石の危険の防止若しくは火災の防備をその指定の目的とする保安林又は保安施設地区内の森林にあっては、原則として、伐採を禁止する。 ニ 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。 (2) 間伐に係るもの イ 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあっては、伐採をすることができる箇所は、原則として、農林水産省令で定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 ロ 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあっては、原則として、伐採を禁止する。
2 伐採の限度	(1) 主伐に係るもの イ 同一の単位とされる保安林等において伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、農林水産省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積を超えないものとする。 ロ 地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる一箇所当たりの面積の限度は、農林水産省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。 ハ 風害又は霧害の防備をその指定の目的とする保安林における皆伐による伐採は、原則としてその保安林のうちその立木の全部又は相当部分がおおむね標準伐期齢以上である部分が幅20メートル以上にわたり帯状に残存することとなるようにするものとする。

事 項	基 準
3 植 栽	ニ 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。 (2) 間伐に係るもの 伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第1号(2)イの樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。 (1) 方法に係るもの 満1年生以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり伐採跡地につき適確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。 (2) 期間に係るもの 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。 (3) 樹種に係るもの 保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。

(注) 「3」の事項は、植栽によらなければ適確な更新が困難と認められる伐採跡地につき定めるものとする。

別表 4 指定施業要件における伐採の方法

保安林の種類	伐 採 の 方 法
水 源 か ん 養 保 安 林	1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐（その程度が特に著しいと認められるもの）にあっては、禁伐）。 2 その他の森林にあっては、伐採種を定めない。
土 砂 流 出 防 備 保 安 林	1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐。 2 地盤が比較的安定している森林にあっては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあっては、択伐。
土 砂 崩 壊 防 備 保 安 林	1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐。 2 その他の森林にあっては、択伐。
飛 砂 防 備 保 安 林	1 林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐。 2 その地表が比較的安定している森林にあっては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあっては、択伐。
防 風 保 安 林 防 霧 保 安 林	1 林帯の幅が狭小な森林（その幅がおおむね20メートル未満のものをいうものとする。）その他林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐（その程度が特に著しいと認められるもの（林帯については、その幅がおおむね10メートル未満のものをいうものとする。））にあっては、禁伐）。 2 その他の森林にあっては、伐採種を定めない。
水 害 防 備 保 安 林 潮 害 防 備 保 安 林 防 雪 保 安 林	1 林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐。 2 その他の森林にあっては、択伐。
干 害 防 備 保 安 林	1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地等の森林で土砂が流出するおそれがあると認められるもの及び用水源の保全又はその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐（その程度が特に著しいと認められるもの）にあっては、禁伐）。 2 その他の森林にあっては、伐採種を定めない。
な だ れ 防 止 保 安 林 落 石 防 止 保 安 林	1 緩傾斜地の森林その他なだれ又は落石による被害を生ずるおそれが比較的少ないと認められる森林にあっては、択伐。 2 その他の森林にあっては、禁伐。

防 火 保 安 林	禁伐
魚 つ き 保 安 林	1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐。 2 魚つきの目的に係る海洋、湖沼等に面しない森林にあつては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあつては、択伐。
航 行 目 標 保 安 林	1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐。 2 その他の森林にあつては、択伐。
保 健 保 安 林	1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐。 2 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあつては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあつては、択伐。
風 致 保 安 林	1 風致の保存のため特に必要があると認められる森林にあつては、禁伐。 2 その他の森林にあつては、択伐。

別表 5 自然公園区域内における森林の施業

特別地域の区分	施 業 の 方 法
特 別 保 護 地 区	原則として、立木の伐採を禁止し、その他の植物の採取も行わないこととする。
第 1 種 特 別 地 域	1 禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行うことができる。 2 単木択伐法は、次の規定により行う。 (1) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 (2) 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。
第 2 種 特 別 地 域	1 択伐法によるものとする。ただし、風致の維持に支障のない場合に限り、皆伐法によることができる。 2 公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐法によるものとする。 3 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 4 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては、60%以内とする。 5 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合、自然環境局長（国定公園、都県立自然公園にあつては知事）は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。 6 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めること。 7 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。 (1) 一伐区の面積は2ヘクタール以内とする。ただし、疎密度3より多く、保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができる。 (2) 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならない。
第 3 種 特 別 地 域	全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

別表 6 砂防指定地等の森林の施業

区 分	施 業 の 方 法
砂 防 指 定 地	「群馬県砂防指定地管理条例」(平成15年条例第33号)及び同施行規則(平成15年規則第9号)による。
鳥 獣 保 護 区 特 別 保 護 地 区	「鳥獣保護区内の森林施業について」(昭和39年1月17日付け38林野計第1043号)による。
史 跡 名 勝 天 然 記 念 物	「文化財保護法」(昭和25年法律214号)及び同施行令(昭和50年政令第267号)、県指定のものについては、「群馬県文化財保護条例」(昭和51年10月25日条例第39号)及び同施行規則(昭和51年10月30日教育委員会規則第12号)による。
都 市 計 画 法 に よ る 風 致 地 区	「群馬県風致地区内における建築等の規制に関する条例」(昭和45年3月30日条例第31条)及び同施行規則(昭和45年6月12日規則第43号)
都道府県自然環境 保全地域特別地区	「群馬県自然環境保全条例」(昭和48年7月10日条例第24号)及び同施行規則(昭和48年10月9日規則第50号)による。

附 属 参 考 資 料

1 森林計画区の概況

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積：ha 比率：%

区 分		区域面積 ①	森林面積				森林比率 ②/① ×100
			総数 ②	国有林 (林野庁)	国有林 (林野庁外)	民有林	
総数		170,088	113,209	29,072	534	83,603	67
市 町 村 別 内 訳	高 崎 市	45,916	21,637	3,551	406	17,680	47
	藤 岡 市	18,029	10,416	228	—	10,188	58
	富 岡 市	12,285	5,448	605	125	4,718	44
	安 中 市	27,631	17,076	7,398	—	9,678	62
	上 野 村	18,185	17,556	7,455	—	10,101	97
	神 流 町	11,460	10,391	1,854	3	8,533	91
	下 仁 田 町	18,838	16,383	3,637	—	12,746	87
	南 牧 村	11,883	10,855	3,734	—	7,120	91
	甘 楽 町	5,861	3,447	609	—	2,838	59

- (注) 1 区域面積は国土地理院「全国都道府県市町村別面積調（令和6年7月1日）」による。
林野庁以外の国有林面積は農林業センサス2020による。民有林面積は群馬県林政課調
2 森林面積は、森林法第2条で定義された森林の面積。
3 四捨五入の関係で総数の計は一致しない。

(2) 地 況

ア 気 候

観測地	気 温 (°C)			年間降水量 (mm)	最 高 降雪量 (cm)	主風の方角	備 考
	最 高	最 低	年平均				
上 里 見	39.8	-8.7	14.5	1,328	—	西北西	
西 野 牧	39.2	-9.5	12.9	1,255	—	北北西	
神 流	37.5	-10.3	12.4	1,204	—	南西	

- (注) 1 「気象庁気象統計情報」（2013年～2022年）の平均値による。
2 主風の方角は、最多風向による。
3 「—」は、観測データなし。

イ 地 勢

本文「I 計画の大綱」の項に記載のとおり。

ウ 地質、土壌等

本文「I 計画の大綱」の項に記載のとおり。

(3) 土地利用の現況

単位 面積：ha

区 分		区域面積	森 林	農地			その他	
				総 数	うち田	うち畑	総 数	うち宅地
総 数		170,088	113,209	14,357	4,976	9,395	42,532	12,152
市 町 村 別 内 訳	高 崎 市	45,916	21,637	5,760	2,530	3,230	18,472	6,612
	藤 岡 市	18,029	10,416	1,730	796	936	5,875	1,661
	富 岡 市	12,285	5,448	1,920	496	1,430	5,015	1,254
	安 中 市	27,631	17,076	3,320	956	2,370	7,205	1,762
	上 野 村	18,185	17,556	58	－	58	571	42
	神 流 町	11,460	10,391	68	－	68	1,001	84
	下仁田町	18,838	16,383	529	35	494	1,924	265
	南 牧 村	11,883	10,855	81	－	81	947	68
	甘 楽 町	5,861	3,447	891	163	728	1,522	404

- (注) 1 農地は令和4年～令和5年農林水産統計年報による。
2 その他は令和5年群馬県市町村要覧による。
3 四捨五入の関係で総数の計は一致しない。

(4) 産業別生産額

単位 金額：百万円

区 分		総生産額	第 1 次産業				第 2 次産業	第 3 次産業
			総 額	農 業	林 業	漁 業		
総 数		2, 526, 125	22, 679	20, 710	1, 892	77	958, 147	1, 505, 983
市 町 村 別 内 訳	高 崎 市	1, 599, 858	10, 525	10, 066	417	42	484, 613	1, 079, 820
	藤 岡 市	276, 150	4, 052	3, 433	617	2	149, 001	118, 799
	富 岡 市	297, 053	2, 724	2, 658	60	6	158, 651	131, 055
	安 中 市	4, 552	290	85	192	13	408	3, 783
	上 野 村	7, 028	107	51	44	12	1, 155	5, 657
	神 流 町	259, 015	2, 994	2, 718	276	0	129, 304	122, 686
	下仁田町	27, 738	624	463	160	1	8, 298	18, 384
	南 牧 村	6, 103	115	65	50	0	1, 420	4, 473
	甘 楽 町	48, 628	1, 248	1, 171	76	1	25, 297	21, 326

- (注) 1 数値は群馬県統計課調べ。
2 四捨五入の関係で総数の計は一致しない。

(5) 産業別就業者数

単位 人数：人

区 分		就業者総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業
			総 数	農 業	林 業	漁 業		
総 数		274,283	9,345	9,008	324	13	80,769	176,978
市 町 村 別 内 訳	高 崎 市	180,730	4,267	4,155	104	8	47,283	123,781
	藤 岡 市	31,579	1,305	1,272	29	4	11,027	18,773
	富 岡 市	23,567	1,531	1,494	37	-	9,343	12,522
	安 中 市	26,721	1,090	1,052	38	-	8,988	15,850
	上 野 村	539	114	66	48	-	106	319
	神 流 町	626	55	32	22	1	166	404
	下仁田町	3,218	356	331	25	-	1,160	1,620
	南 牧 村	632	65	51	14	-	188	372
	甘 楽 町	6,671	562	555	7	-	2,508	3,337

- (注) 1 総務省統計局「令和2年国勢調査報告書（総務省統計局）」による。
2 分類不能の産業があることから総数と内訳は必ずしも一致しない。

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表

区分			総数			1 齢級			2 齢級			3 齢級			4 齢級				
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総数			29,070.44	5,048	54	151.85			138.93	1		172.12	8	1	176.53	13	1		
立木地	総数	総数	27,414.97	5,046	54	151.85			138.93	1		172.12	8	1	176.53	13	1		
		針	11,156.95	2,732	36	119.86			96.52			91.52	6	1	147.73	12	1		
		広	16,258.02	2,315	18	31.99			42.41			80.60	2		28.80	1			
		総数	11,485.35	2,749	40	122.75			96.94			95.64	6	1	151.43	12	1		
	人工林	総数	針	9,633.63	2,419	35	119.86			96.52			91.52	6	1	147.05	12	1	
			広	1,851.72	330	5	2.89			0.42			4.12			4.38			
			育成層林	総数	10,477.96	2,507	37	104.12			75.45			84.46	4	1	148.58	11	1
		育成層林	針	8,972.78	2,247	33	101.23			75.03			83.39	4	1	144.20	11	1	
			広	1,505.18	261	4	2.89			0.42			1.07			4.38			
			育成層林	総数	1,007.39	242	3	18.63			21.49			11.18	2		2.85		
			針	660.85	172	2	18.63			21.49			8.13	2		2.85			
			広	346.54	70	1							3.05						
		天然林	総数	総数	15,929.62	2,297	14	29.10			41.99	1		76.48	2		25.10	1	
				針	1,523.32	313	1									0.68			
				広	14,406.30	1,984	13	29.10			41.99			76.48	1		24.42	1	
			育成層林	総数	3.96	1													
				針	3.68	1													
				広	0.28														
			育成層林	総数	2,389.52	434	5	0.11			28.92			45.27	1		9.20		
				針	562.26	125	1									0.68			
	広			1,827.26	309	4	0.11			28.92			45.27	1		8.52			
	天然生林		総数	13,536.14	1,862	9	28.99			13.07	1		31.21	1		15.90	1		
		針	957.38	187															
		広	12,578.76	1,675	9	28.99			13.07			31.21	1		15.90	1			
竹林			1.16																
無立木地			1,655.47	2															

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

区分			5 齡級			6 齡級			7 齡級			8 齡級			9 齡級			
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
総数			269.14	30	2	570.64	67	3	398.34	70	2	1,032.39	183	4	1,395.11	328	6	
立木地	総数	総数	269.14	30	2	570.64	67	3	398.34	70	2	1,032.39	183	4	1,395.11	328	6	
		針	183.39	24	2	259.21	41	2	264.01	59	2	617.33	144	3	1,224.34	304	5	
		広	85.75	6		311.43	26	1	134.33	11		415.06	39	1	170.77	24	1	
		総数	191.60	24	2	261.15	40	2	270.48	59	2	675.08	148	3	1,244.85	306	6	
	人工林	総数	針	182.36	23	2	257.65	40	2	263.93	59	2	611.10	142	3	1,198.16	298	5
			広	9.24			3.50			6.55	1		63.98	7		46.69	8	
			育成	総数	139.61	17	1	216.88	38	2	268.10	59	2	665.39	147	3	1,241.16	305
		成層林	針	130.37	17	1	213.38	38	2	261.55	58	2	604.89	141	3	1,195.58	298	5
			広	9.24			3.50			6.55	1		60.50	6		45.58	8	
			育成	総数	51.99	6		44.27	2		2.38	1		9.69	2		3.69	1
		成層林	針	51.99	6		44.27	2		2.38	1		6.21	1		2.58	1	
			広										3.48	1		1.11		
			総数	総数	77.54	7		309.49	27	1	127.86	11		357.31	35	1	150.26	22
		針		1.03	1		1.56	1		0.08			6.23	2		26.18	5	
		広		76.51	6		307.93	26	1	127.78	11		351.08	33	1	124.08	16	
		天然林	育成	総数														
	針																	
	広																	
	育成		総数	19.19	2		58.77	5		4.80	1		33.35	5		38.99	8	
			針	1.03			1.56			0.08			1.27			9.02	2	
			広	18.16	1		57.21	5		4.72	1		32.08	4		29.97	6	
	天然生		総数	58.35	5		250.72	21	1	123.06	10		323.96	30	1	111.27	13	
			針		1								4.96	2		17.16	3	
			広	58.35	5		250.72	21	1	123.06	10		319.00	28	1	94.11	10	
			竹林															
	無立木地																	

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

区分			1 0 齡級			1 1 齡級			1 2 齡級			1 3 齡級			1 4 齡級				
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
立木地	総数	総数	1,514.70	334	5	2,024.42	422	6	2,999.10	673	7	2,001.92	460	5	1,983.54	502	5		
		針	1,514.70	334	5	2,024.42	422	6	2,999.10	673	7	2,001.92	460	5	1,983.54	502	5		
		広	1,125.68	275	4	1,252.48	321	4	1,995.58	514	5	1,250.53	348	3	1,123.03	351	3		
	人工林	総数	広	389.02	60	1	771.94	101	2	1,003.52	159	3	751.39	113	2	860.51	151	2	
			総数	1,195.20	285	4	1,383.60	342	5	2,327.83	571	6	1,488.45	389	4	1,406.87	407	4	
			針	1,059.36	263	4	1,145.91	304	4	1,854.55	486	5	1,174.07	331	3	1,065.22	337	3	
		育成単層林	広	135.84	22	1	237.69	38	1	473.28	85	1	314.38	59	1	341.65	70	1	
			総数	1,159.34	278	4	1,363.64	337	4	2,172.77	535	6	1,323.18	345	3	1,171.21	328	3	
			針	1,042.11	260	4	1,133.46	301	4	1,757.42	460	4	1,070.96	299	3	910.62	278	2	
		育成複層林	広	117.23	19		230.18	37	1	415.35	74	1	252.22	46	1	260.59	51	1	
			総数	35.86	7		19.96	5		155.06	36		165.27	45		235.66	79	1	
			針	17.25	4		12.45	3		97.13	25		103.11	32		154.60	59		
		天然林	総数	広	18.61	3		7.51	2		57.93	11		62.16	13		81.06	19	
				総数	319.50	49	1	640.82	80	1	671.27	102	1	513.47	71	1	576.67	95	1
				針	66.32	11		106.57	17		141.03	28		76.46	17		57.81	14	
	育成単層林		広	253.18	38	1	534.25	62	1	530.24	73	1	437.01	54	1	518.86	81	1	
			総数	3.17	1														
			針	3.01	1														
	育成複層林		広	0.16															
			総数	112.34	21		252.94	41	1	393.27	77	1	231.72	45	1	177.93	39		
			針	26.07	5		66.85	12		140.34	28		73.70	16		55.36	14		
	天然生林		広	86.27	16		186.09	29	1	252.93	49	1	158.02	29		122.57	25		
			総数	203.99	28	1	387.88	39	1	278.00	25		281.75	26		398.74	56	1	
		針	37.24	6		39.72	5		0.69			2.76	1		2.45	1			
	竹林			広	166.75	22	1	348.16	34	1	277.31	25		278.99	25		396.29	56	1
	無立木地																		

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。
2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位 面積：ha 材積：立木は千m³ 立竹は千束 成長量：千m³

区分			1 5 齡級			1 6 齡級			1 7 齡級			1 8 齡級			1 9 齡級			
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
立木地	総数		854.74	182	2	660.19	112	1	501.71	94	1	513.40	93	1	464.29	75		
	総数	総数	854.74	182	2	660.19	112	1	501.71	94	1	513.40	93	1	464.29	75		
		針	213.30	77	1	43.92	11		77.66	21		42.55	12		42.81	9		
		広	641.44	105	1	616.27	100	1	424.05	73	1	470.85	81	1	421.48	66		
		総数	242.55	84	1	28.99	7		72.40	17		35.95	9		31.35	7		
	人工林	総数	針	185.55	69	1	18.99	5		40.62	11		18.64	6		17.67	5	
			広	57.00	14		10.00	2		31.78	6		17.31	3		13.68	2	
			育成 単層林	総数	219.76	67	1	14.90	4		26.93	7		12.17	3		10.23	3
		育成 複層林	針	172.09	57		11.65	3		17.98	6		6.58	2		6.71	2	
			広	47.67	10		3.25			8.95	2		5.59	1		3.52	1	
			総数	22.79	17		14.09	3		45.47	9		23.78	6		21.12	4	
		天然林	針	13.46	12		7.34	2		22.64	5		12.06	4		10.96	2	
			広	9.33	4		6.75	1		22.83	4		11.72	2		10.16	2	
			総数	612.19	98	1	631.20	105	1	429.31	77	1	477.45	84	1	432.94	68	
		天然林	総数	針	27.75	7		24.93	6		37.04	10		23.91	5		25.14	5
				広	584.44	91	1	606.27	98	1	392.27	67	1	453.54	79	1	407.80	64
				育成 単層林	総数													
			育成 複層林	針														
				広														
				総数	105.15	23		78.44	18		178.11	38		94.55	18		54.59	10
			天然生	針	25.55	7		20.36	5		35.00	10		14.93	3		8.44	2
	広			79.60	16		58.08	12		143.11	28		79.62	15		46.15	8	
	総数			507.04	75	1	552.76	87	1	251.20	39		382.90	66		378.35	58	
	針		2.20	1		4.57	1		2.04			8.98	2		16.70	3		
	広	504.84	75	1	548.19	86	1	249.16	39		373.92	64		361.65	55			
	竹林																	
	無立木地																	

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。
2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位 面積：ha 材積：立木は千m³ 立竹は千束 成長量：千m³

区分			20 齡級			21 齡級以上		
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
總數			611.29	97		8,980.62	1,304	1
立木地	總數	總數	611.29	97		8,980.62	1,304	1
		針	58.53	13		926.97	191	
		広	552.76	84		8,053.65	1,113	1
	總數	總數	72.73	14		89.51	23	
		針	33.48	8		51.42	16	
		広	39.25	6		38.09	7	
	育 單層林	總數	10.46	3		49.62	15	
		針	5.30	1		28.28	11	
		広	5.16	1		21.34	4	
	成 複層林	總數	62.27	11		39.89	8	
		針	28.18	6		23.14	5	
		広	34.09	5		16.75	3	
	總數	總數	538.56	83		8,891.11	1,281	1
		針	25.05	6		875.55	175	
		広	513.51	78		8,015.56	1,106	1
	育 單層林	總數	0.79					
		針	0.67					
		広	0.12					
	成 複層林	總數	150.26	27		321.62	56	
		針	22.29	5		59.73	14	
		広	127.97	22		261.89	42	
	天然生	總數	387.51	56		8,569.49	1,225	1
		針	2.09	1		815.82	162	
		広	385.42	56		7,753.67	1,064	1
竹林								
無立木地								

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のための林分については、本表の集計には含まれていない。
2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

(2) 制限林普通林森林資源表

区分			立木地								無立木地等							(面積：ha、材積：m ³ 、成長量：m ³ /年)	
			人工林			天然林				竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植予定地	林地以外の土地	計	計		
			育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計										
制限林	面積	針	5,274.87	532.96	5,807.83	3.01	455.29	943.58	1,401.88		7,209.71								
		広	1,028.76	294.09	1,322.85	0.16	1,447.19	11,548.16	12,995.51		14,318.36								
		計	6,303.63	827.05	7,130.68	3.17	1,902.48	12,491.74	14,397.39		21,528.07	23.63			1,050.98	1,074.61	22,602.68		
	材積	針	1,269,007	138,242	1,407,249	545	98,356	184,476	283,377		1,690,626				100	100	1,690,726		
		広	171,296	59,086	230,382	29	244,562	1,542,163	1,786,754		2,017,136				755	755	2,017,891		
		計	1,440,303	197,328	1,637,631	574	342,918	1,726,639	2,070,131		3,707,762				855	855	3,708,617		
	成長量	針	17,731.3	1,534.4	19,265.7	6.5	733.0	331.5	1,071.0		20,336.7						20,336.7		
		広	2,831.4	727.3	3,558.7	0.7	3,062.8	7,263.6	10,327.1		13,885.8						13,885.8		
		計	20,562.7	2,261.7	22,824.4	7.2	3,795.8	7,595.1	11,398.1		34,222.5						34,222.5		
普通林	面積	針	3,697.91	127.89	3,825.80	0.67	106.97	13.80	121.44		3,947.24								
		広	476.42	52.45	528.87	0.12	380.07	1,030.60	1,410.79		1,939.66								
		計	4,174.33	180.34	4,354.67	0.79	487.04	1,044.40	1,532.23	1.16	5,886.90	52.34			528.52	580.86	6,467.76		
	材積	針	977,547	34,157	1,011,704	207	26,204	2,820	29,231		1,040,935						1,040,935		
		広	89,343	10,676	100,019	23	64,588	132,865	197,476		297,495				920	920	298,415		
		計	1,066,890	44,833	1,111,723	230	90,792	135,685	226,707		1,338,430				920	920	1,339,350		
	成長量	針	14,854.3	574.7	15,429.0	0.6	180.8	11.0	192.4		15,621.4						15,621.4		
		広	1,441.1	147.8	1,588.9	0.1	740.8	1,484.1	2,225.0		3,813.9						3,813.9		
		計	16,295.4	722.5	17,017.9	0.7	921.6	1,495.1	2,417.4		19,435.3						19,435.3		
計	面積	針	8,972.78	660.85	9,633.63	3.68	562.26	957.38	1,523.32		11,156.95								
		広	1,505.18	346.54	1,851.72	0.28	1,827.26	12,578.76	14,406.30		16,258.02								
		計	10,477.96	1,007.39	11,485.35	3.96	2,389.52	13,536.14	15,929.62	1.16	27,414.97	75.97			1,579.50	1,655.47	29,070.44		
	材積	針	2,246,554	172,399	2,418,953	752	124,560	187,296	312,608		2,731,561				100	100	2,731,661		
		広	260,639	69,762	330,401	52	309,150	1,675,028	1,984,230		2,314,631				1,675	1,675	2,316,306		
		計	2,507,193	242,161	2,749,354	804	433,710	1,862,324	2,296,838		5,046,192				1,775	1,775	5,047,967		
	成長量	針	32,585.6	2,109.1	34,694.7	7.1	913.8	342.5	1,263.4		35,958.1						35,958.1		
		広	4,272.5	875.1	5,147.6	0.8	3,803.6	8,747.7	12,552.1		17,699.7						17,699.7		
		計	36,858.1	2,984.2	39,842.3	7.9	4,717.4	9,090.2	13,815.5		53,657.8						53,657.8		

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。
 2. 竹林の集計値については、立木地の計欄及び立木地と無立木地等の合計欄には含まれていない。

(3) 市町村別森林資源表

(面積：ha、材積：m³、成長量：m³/年)																		
市町村	区分		立木地								無立木地等							
			人工林			天然林					竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植 予定地	林地以外 の地	計	計
			育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計									
高崎市	面積	針	1,934.94	160.61	2,095.55		117.11	11.08	128.19	2,223.74								
		広	257.33	113.36	370.69		368.95	384.41	753.36	1,124.05								
		計	2,192.27	273.97	2,466.24		486.06	395.49	881.55	3,347.79	7.93			195.66	203.59	3,551.38		
	材積	針	540,928	36,366	577,294		29,653	2,352	32,005	609,299							609,299	
		広	51,281	22,022	73,303		72,613	56,741	129,354	202,657							202,657	
		計	592,209	58,388	650,597		102,266	59,093	161,359	811,956							811,956	
	成長量	針	7,762.7	370.0	8,132.7		214.0	9.1	223.1	8,355.8							8,355.8	
		広	782.4	211.0	993.4		945.3	394.5	1,339.8	2,333.2							2,333.2	
		計	8,545.1	581.0	9,126.1		1,159.3	403.6	1,562.9	10,689.0							10,689.0	
藤岡市	面積	針	144.64	3.22	147.86		1.58		1.58	149.44								
		広	32.27	2.15	34.42		4.62	35.14	39.76	74.18								
		計	176.91	5.37	182.28		6.20	35.14	41.34	223.62				4.23	4.23	227.85		
	材積	針	36,611	500	37,111		243		243	37,354							37,354	
		広	6,866	332	7,198		806	4,860	5,666	12,864							12,864	
		計	43,477	832	44,309		1,049	4,860	5,909	50,218							50,218	
	成長量	針	538.7	4.6	543.3		2.1		2.1	545.4							545.4	
		広	118.0	5.3	123.3		11.4	31.2	42.6	165.9							165.9	
		計	656.7	9.9	666.6		13.5	31.2	44.7	711.3							711.3	
富岡市	面積	針	223.56	2.72	226.28		5.06	0.71	5.77	232.05								
		広	72.60	5.04	77.64		17.66	146.12	163.78	241.42								
		計	296.16	7.76	303.92		22.72	146.83	169.55	473.47	3.69			126.62	130.31	603.78		
	材積	針	51,858	680	52,538		889	182	1,071	53,609							53,609	
		広	13,300	857	14,157		1,849	17,622	19,471	33,628							33,628	
		計	65,158	1,537	66,695		2,738	17,804	20,542	87,237							87,237	
	成長量	針	926.0	8.8	934.8		6.8	0.5	7.3	942.1							942.1	
		広	234.0	18.0	252.0		27.0	104.9	131.9	383.9							383.9	
		計	1,160.0	26.8	1,186.8		33.8	105.4	139.2	1,326.0							1,326.0	
安中市	面積	針	2,269.89	138.68	2,408.57		166.06	40.21	206.27	2,614.84								
		広	208.99	52.65	261.64		565.01	3,513.41	4,078.42	4,340.06								
		計	2,478.88	191.33	2,670.21		731.07	3,553.62	4,284.69	6,954.90	49.91			392.91	442.82	7,397.72		
	材積	針	604,182	44,996	649,178		39,742	4,755	44,497	693,675							693,675	
		広	42,066	10,596	52,662		110,495	432,272	542,767	595,429				340	340	595,769		
		計	646,248	55,592	701,840		150,237	437,027	587,264	1,289,104				340	340	1,289,444		
	成長量	針	9,395.3	943.6	10,338.9		297.8	18.9	316.7	10,655.6							10,655.6	
		広	621.9	154.8	776.7		1,150.7	1,085.5	2,236.2	3,012.9							3,012.9	
		計	10,017.2	1,098.4	11,115.6		1,448.5	1,104.4	2,552.9	13,668.5							13,668.5	
上野村	面積	針	1,050.77	208.60	1,259.37		122.23	759.62	881.85	2,141.22								
		広	204.91	82.46	287.37		263.01	4,404.47	4,667.48	4,954.85								
		計	1,255.68	291.06	1,546.74		385.24	5,164.09	5,549.33	7,096.07	5.97			352.92	358.89	7,454.96		
	材積	針	213,210	48,761	261,971		21,992	152,034	174,026	435,997				100	100	436,097		
		広	27,981	17,243	45,224		40,610	624,263	664,873	710,097				622	622	710,719		
		計	241,191	66,004	307,195		62,602	776,297	838,899	1,146,094				722	722	1,146,816		
	成長量	針	2,729.3	462.6	3,191.9		171.3	253.3	424.6	3,616.5							3,616.5	
		広	566.7	253.9	820.6		645.1	3,091.0	3,736.1	4,556.7							4,556.7	
		計	3,296.0	716.5	4,012.5		816.4	3,344.3	4,160.7	8,173.2							8,173.2	

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。
2. 複層林は下層木のみを対象とする。

(面積：h a、材積：m ³ 、成長量：m ³ /年)																
市町村	区分	立木地								無立木地等						
		人工林			天然林				竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植予定地		林地以外の地	計
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計								
神流町	面積	針	851.77	5.03	856.80		17.19	29.87	47.06	903.86						
		広	169.23	2.63	171.86		78.89	591.86	670.75	842.61						
		計	1,021.00	7.66	1,028.66		96.08	621.73	717.81	1,746.47	8.47			99.54	108.01	1,854.48
	材積	針	196,615	1,016	197,631		3,451	4,266	7,717	205,348						205,348
		広	28,623	501	29,124		11,682	76,127	87,809	116,933				580	580	117,513
		計	225,238	1,517	226,755		15,133	80,393	95,526	322,281				580	580	322,861
	成長量	針	2,371.1	7.4	2,378.5		18.2	3.8	22.0	2,400.5						2,400.5
		広	418.1	6.7	424.8		105.6	790.1	895.7	1,320.5						1,320.5
		計	2,789.2	14.1	2,803.3		123.8	793.9	917.7	3,721.0						3,721.0
下仁田町	面積	針	1,067.94	75.15	1,143.09	3.01	69.04	89.02	161.07	1,304.16						
		広	351.29	45.52	396.81	0.16	200.66	1,567.72	1,768.54	2,165.35						
		計	1,419.23	120.67	1,539.90	3.17	269.70	1,656.74	1,929.61	3,469.51				167.47	167.47	3,636.98
	材積	針	254,974	20,800	275,774	545	14,963	19,870	35,378	311,152						311,152
		広	58,983	10,971	69,954	29	29,897	201,821	231,747	301,701				120	120	301,821
		計	313,957	31,771	345,728	574	44,860	221,691	267,125	612,853				120	120	612,973
	成長量	針	3,793.5	158.7	3,952.2	6.5	110.9	35.9	153.3	4,105.5						4,105.5
		広	1,025.9	131.4	1,157.3	0.7	411.9	1,161.6	1,574.2	2,731.5						2,731.5
		計	4,819.4	290.1	5,109.5	7.2	522.8	1,197.5	1,727.5	6,837.0						6,837.0
南牧村	面積	針	990.94	64.00	1,054.94		54.98	26.33	81.31	1,136.25						
		広	165.46	40.58	206.04		298.09	1,874.04	2,172.13	2,378.17						
		計	1,156.40	104.58	1,260.98		353.07	1,900.37	2,253.44	3,514.42				219.98	219.98	3,734.40
	材積	針	236,305	18,537	254,842		11,086	3,760	14,846	269,688						269,688
		広	24,131	6,996	31,127		35,931	252,730	288,661	319,788				13	13	319,801
		計	260,436	25,533	285,969		47,017	256,490	303,507	589,476				13	13	589,489
	成長量	針	3,259.1	143.1	3,402.2		77.0	20.8	97.8	3,500.0						3,500.0
		広	363.5	89.2	452.7		447.8	2,014.0	2,461.8	2,914.5						2,914.5
		計	3,622.6	232.3	3,854.9		524.8	2,034.8	2,559.6	6,414.5						6,414.5
甘楽町	面積	針	438.33	2.84	441.17	0.67	9.01	0.54	10.22	451.39						
		広	43.10	2.15	45.25	0.12	30.37	61.59	92.08	137.33						
		計	481.43	4.99	486.42	0.79	39.38	62.13	102.30	588.72				20.17	20.17	608.89
	材積	針	111,871	743	112,614	207	2,541	77	2,825	115,439						115,439
		広	7,408	244	7,652	23	5,267	8,592	13,882	21,534						21,534
		計	119,279	987	120,266	230	7,808	8,669	16,707	136,973						136,973
	成長量	針	1,809.9	10.3	1,820.2	0.6	15.7	0.2	16.5	1,836.7						1,836.7
		広	142.0	4.8	146.8	0.1	58.8	74.9	133.8	280.6						280.6
		計	1,951.9	15.1	1,967.0	0.7	74.5	75.1	150.3	2,117.3						2,117.3
森林計画計	面積	針	8,972.78	660.85	9,633.63	3.68	562.26	957.38	1,523.32	11,156.95						
		広	1,505.18	346.54	1,851.72	0.28	1,827.26	12,578.76	14,406.30	16,258.02						
		計	10,477.96	1,007.39	11,485.35	3.96	2,389.52	13,536.14	15,929.62	27,414.97	75.97			1,579.50	1,655.47	29,070.44
	材積	針	2,246,554	172,399	2,418,953	752	124,560	187,296	312,608	2,731,561				100	100	2,731,661
		広	260,639	69,762	330,401	52	309,150	1,675,028	1,984,230	2,314,631				1,675	1,675	2,316,306
		計	2,507,193	242,161	2,749,354	804	433,710	1,862,324	2,296,838	5,046,192				1,775	1,775	5,047,967
	成長量	針	32,585.6	2,109.1	34,694.7	7.1	913.8	342.5	1,263.4	35,958.1						35,958.1
		広	4,272.5	875.1	5,147.6	0.8	3,803.6	8,747.7	12,552.1	17,699.7						17,699.7
		計	36,858.1	2,984.2	39,842.3	7.9	4,717.4	9,090.2	13,815.5	53,657.8						53,657.8

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のための林分の面積については、本表の集計には含まれていない。
2. 複層林は下層木のみを対象とする。

(4) 制限林の種類別面積

単位 面積:ha

区分		市町村									
		高崎市		藤岡市		富岡市		安中市		上野村	
保安林	水源かん養保安林		1,629.56				305.89		4,835.50		7,120.72
	土砂流出防備保安林				6.47		52.37		101.58		
	土砂崩壊防備保安林								160.50		
	飛砂防備保安林										
	防風保安林										
	水害防備保安林										
	潮害防備保安林										
	干害防備保安林										
	防雪保安林										
	防露保安林										
	なだれ防止保安林										
	落石防止保安林										
	防火保安林										1.03
	魚つき保安林										
	航行目標保安林										
	保健保安林	(67.95)	91.42					(166.81)			
	風致保安林	(89.66)	4.23					695.88			
	計	(157.61)	1,725.21		6.47		358.26	(166.81)	5,793.46		7,120.72
保安施設地区											
砂防指定地			3.09				0.05	(0.14)			
国立公園	特別保護地区										
	第一種特別地域										
	第二種特別地域							(162.91)	15.30		
	第三種特別地域							(929.40)	4.44		
	地域区分未定地域										
国定公園	計							(1,092.31)	19.74		
	特別保護地区						61.89	(40.52)			
	第一種特別地域				(52.42)		92.98	(398.47)			
	第二種特別地域						3.61	(297.41)			
	第三種特別地域							(551.05)	236.65	(211.71)	6.79
都道府県立自然公園	地域区分未定地域										
	計				(52.42)		158.48	(1,287.45)	236.65	(211.71)	6.79
	第一種特別地域										
	第二種特別地域										
	第三種特別地域										
原生自然環境保全地域											
自然環境保全地域特別地区											
都道府県自然環境保全地域特別地区										(409.54)	
鳥獣保護区特別保護地区		(90.37)	0.84					(304.37)			
緑地保全地区											
風致地区		(59.90)	3.27								
特別母樹林											
史跡名勝天然記念物		(1.08)				(210.90)		(40.52)		(55.55)	
種の保存法による管理地区											
その他											
合計		(308.96)	1,732.41		6.47	(263.32)	516.79	(2,891.60)	6,049.85	(676.80)	7,127.51

(注) () は、他の制限林と重複する面積で外書。

単位 面積:ha

区分		市町村					
		下仁田町	南牧村	合計			
保安林	水源かん養保安林	1,815.30	3,426.06		19,239.97		
	土砂流出防備保安林	1,400.42	29.46		1,945.43		
	土砂崩壊防備保安林				160.50		
	飛砂防備保安林						
	防風保安林						
	水害防備保安林						
	潮害防備保安林						
	干害防備保安林						
	防雪保安林						
	防露保安林						
森林	なだれ防止保安林						
	落石防止保安林				1.03		
	防火保安林						
	魚つき保安林						
	航行目標保安林						
	保健保安林	(269.05)		(503.81)	91.42		
	風致保安林			(89.66)	700.11		
	計	(269.05)	3,215.72	3,455.52	(593.47)	22,138.46	
保安施設地区							
砂防指定地		(1.25)		(1.39)	3.14		
国立公園	特別保護地区						
	第一種特別地域						
	第二種特別地域			(162.91)	15.30		
	第三種特別地域			(929.40)	4.44		
	地域区分未定地域						
国定公園	計			(1,092.31)	19.74		
	特別保護地区			(40.52)	61.89		
	第一種特別地域	(12.81)		(463.70)	92.98		
	第二種特別地域	(323.45)	2.67	(91.20)	0.61	(712.06)	6.89
	第三種特別地域	(1,300.25)	15.28	(1,519.52)	16.75	(3,582.53)	275.47
都道府県立自然公園	地域区分未定地域						
	計	(1,636.51)	17.95	(1,610.72)	17.36	(4,798.81)	437.23
	第一種特別地域						
	第二種特別地域						
	第三種特別地域						
原生自然環境保全地域	地域区分未定地域						
	計						
	自然環境保全地域特別地区						
	都道府県自然環境保全地域特別地区				(409.54)		
	鳥獣保護区特別保護地区				(394.74)	0.84	
	緑地保全地区						
	風致地区				(59.90)	3.27	
	特別母樹林						
	史跡名勝天然記念物				(308.05)		
	種の保存法による管理地区						
	その他						
	合計	(1,906.81)	3,233.67	(1,610.72)	3,472.88	(7,658.21)	22,602.68

(注) () は、他の制限林と重複する面積で外書。

(5) 樹種別材積表

樹種 林種	総 数	針葉樹計	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	モミ類
総数	5,046	2,732	1,197	510	77	781	46
人工林	2,749	2,419	1,168	485	62	694	5
天然林	2,297	313	29	25	14	87	41

樹種 林種	その他 針葉樹	広葉樹計	ブナ	イヌブナ	ナラ類	ケヤキ	その他 広葉樹
総数	120	2,315	87	81	225	21	1,900
人工林	5	330	0	0	1	5	324
天然林	115	1,984	87	81	224	17	1,576

(注) 四捨五入の関係で総数の計は一致しない。

(6) 荒廃地等の面積

種 類		荒廃地	荒廃危険地
総 数		118	
市 町 村 別 内 訳	高崎市	2	
	藤岡市	0	
	富岡市	3	
	安中市	11	
	上野村	2	
	神流町	0	
	下仁田町	27	
	南牧村	70	
	甘楽町	2	

(7) 森林の被害

単位 面積：ha

種 類	生物の害					森林火災					その他の害				
年 度	R元	R2	R3	R4	R5	R元	R2	R3	R4	R5	R元	R2	R3	R4	R5
総 数	1	15	1	1	3	-	0	-	-	-	3	1	-	3	-

3 林業の動向

(1) 森林組合及び生産森林組合の現況

単位 員数：人 金額：千円 面積：ha

市 町 村 別		組 合 名	組合員数	常勤役 職員数	出資金 総 額	組合員所有 (又は組合経営) 森林面積	備 考
総 数		8組合	8,381	75	235,627	48,471	
森 林 組 合	高 崎 市	烏川流域	1,759	11	52,303	8,430	
	安 中 市	碓氷川	971	8	23,879	5,513	
	神 流 町	神流川	1,400	10	11,183	7,128	
	上 野 村	上野村	343	14	15,387	7,618	
	藤岡市、高崎市	多野東部	827	7	25,987	4,121	
	下 仁 田 町	下仁田町	900	4	5,096	3,260	
	南 牧 村	南牧村	826	7	23,787	3,716	
	富岡市、甘楽町	鐺川東部	1,355	14	78,005	8,685	
総 数		13生産組合	1,047	－	254,438	786	
生 産 森 林 組 合	高 崎 市	相間	27	－	6,600	29	
		柏木山	281	－	13,632	81	
		島田相吉	20	－	9,304	39	
		中尾	27	－	27,810	29	
		木ノ下	23	－	17,500	35	
		権田	202	－	90,440	254	
	安 中 市	横川	35	－	11,900	127	
		土塩中組	26	－	4,760	15	
	神 流 町	高萩	21	－	13,570	37	
	下 仁 田 町	馬山	87	－	43,500	64	
	富 岡 町	上丹生	174	－	870	24	
		上高尾	72	－	9,144	22	
		下高尾	52	－	5,408	30	

(注) 群馬県林業振興課調べ。

(2) 林業事業体等の現況

単位：事業体数

区 分		林 業 事業体	素 材 生 産 業	木材卸売業 (うち素材 市売市場)	木材・木製品製造業		そ の 他
					製造業	その他	
総 数		-	41	35(1)	35	2	
市 町 村 別 内 訳	高 崎 市	-	11	11	7	-	
	藤 岡 市	-	6	9(1)	5	-	
	富 岡 市	-	3	2	4	1	
	安 中 市	-	4	5	1	-	
	上 野 村	-	4	-	1	-	
	神 流 町	-	2	-	-	1	
	下 仁 田 町	-	8	7	12	-	
	南 牧 村		2	-	2	-	
	甘 楽 町	-	1	1	3	-	

(注) 群馬県林業振興課調べ。

(3) 林業労働力の概況

当計画区の林業就業者の推移については、次のとおりである。

単位 人数：人

調 査 年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
労働者数	127	419	377	337

(注) 総務省統計局「国勢調査報告書」による。

(4) 林業機械化の概況

当計画区内における林業機械の保有状況は次のとおりである。

単位：台

ハーベスタ	タワーヤーダ	スイングヤーダ	フォワーダ	プロセッサ
10	4	14	28	14
スキッダ	その他の高性能 林業機械			
—	6			

(注1) 本表の林業機械は、主として伐採搬出（貯木場での作業を含む）、
育林（苗木生産、地拵、植付、下刈、除伐等）に使用されるもの。
（製材工場で使用されるものは含まない。）

(注2) 令和4年度において1日以上稼働したもので、令和5年3月31日現在所有している

(5) 作業路網等の整備の概況

国有林内における林道等の現況は208kmで林道密度は7m/haとなっている。

なお、当計画においては、4.0kmの林業専用道開設及び12.9kmの拡張を計画し、路網の着実な整備に努めることとしている。

4 前期計画の実行状況

(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千m³ 実行歩合：％

区 分	伐 採 立 木 材 積								
	計 画			実 行			実 行 歩 合		
	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐
総 数	544	412	132	235	95	140	43	23	106
針 葉 樹	491	371	120	230	93	136	47	25	113
広 葉 樹	53	41	12	6	2	4	10	4	31

(注) 四捨五入の関係で総数の計は一致しない。

(2) 間伐面積

単位 面積：ha 実行歩合：％

計 画	実 行	実行歩合
2,760	878	32

(3) 人工造林及び天然更新別面積

単位 面積：ha 実行歩合：％

総 数			人 工 造 林			天 然 更 新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
330	94	29	282	94	33	48	0	0

(4) 林道の開設及び拡張の数量

単位 延長：km 実行歩合：％

区 分	開 設 延 長			拡張箇所 (路線数)		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
基幹路網	11,444	1,260	11	73	15	21
うち林業専用道	11,444	1,260	11	0	3	0

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林の種類別面積

単位 面積：ha 実行歩合：%

種 類	指 定			解 除		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
総 数	211.63	0.00	—	0.00	11.47	1,147
水 源 かん 養 保 安 林	211.63	—	—	—	6.03	603
土砂流出防備保安林	—	—	—	—	—	—
保 健 保 安 林	—	—	—	—	5.44	544

イ 保安施設地区の面積

該当なし。

ウ 治山事業の数量

単位 実行歩合：%

種 類	治山事業施行地区数		
	計 画	実 行	実行歩合
保安施設及び保安林の整備	113	3	3
地すべり事業	1	—	—

5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

（1）森林より森林以外への異動

単位 面積：ha

農用地	ゴルフ場等 レジャー 施設用地	住宅、別荘、工場 等建物敷地 及びその附帯地	採石採土地	その他	合 計
0.00	0.00	0.00	0.00	0.59	0.59

（2）森林以外より森林への異動

単位 面積：ha

原 野	農用地	その他	合 計
0.00	0.00	0.29	0.29

6 森林資源の推移
 (1) 分期別伐採立木材積等

単位 面積：ha 材積：千m³

分期			I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
伐採立木材積	総数	総数	447	468	217	194	172	139	124	108
		針葉樹	424	446	209	188	166	134	119	103
		広葉樹	23	21	7	7	6	5	5	5
	主伐	総数	138	140	27	27	25	25	25	25
		針葉樹	122	126	23	23	22	22	22	22
		広葉樹	16	14	3	3	3	3	3	3
	間伐	総数	309	328	190	168	147	115	100	83
		針葉樹	303	321	186	164	144	112	97	81
		広葉樹	7	7	4	4	3	2	2	2
造林面積	総数		293	615	281	99	93	90	89	89
	人工造林		273	398	209	86	81	77	77	77
	天然更新		19	217	72	13	13	13	12	12

(注) 単位以下を四捨五入した関係で総数は一致しない場合がある。

(2) 分期別期首資源表

区 分			単位 面積:ha 材積:千m ³										
			面					積					材 積
			總 数	1・2 齡 級	3・4 齡 級	5・6 齡 級	7・8 齡 級	9・10 齡 級	11・12 齡 級	13・14 齡 級	15齡級 以 上		
第Ⅰ 分期	總 数	27,415	291	349	840	1,431	2,910	5,024	3,985	12,586	5,046		
		人工林	總数	11,485	220	247	453	946	2,440	3,711	2,895	573	2,749
			育成単層林	10,478	180	233	356	933	2,401	3,536	2,494	344	2,507
			育成複層林	1,007	40	14	96	12	40	175	401	229	244
	天然林	總数	15,930	71	102	387	485	470	1,312	1,090	12,013	2,297	
		育成単層林	4	0	0	0	0	3	0	0	1	1	
		育成複層林	2,390	29	54	78	38	151	646	410	983	434	
		天然生林	13,536	42	47	309	447	315	666	680	11,029	1,862	
第Ⅲ 分期	總 数	27,153	888	291	349	831	1,327	2,772	4,612	16,083	5,246		
		人工林	總数	11,261	722	220	247	453	868	2,320	3,373	3,059	2,802
			育成単層林	10,190	602	180	233	356	860	2,288	3,218	2,453	2,536
			育成複層林	1,071	121	40	14	96	7	32	155	606	267
	天然林	總数	15,892	166	71	102	379	459	451	1,239	13,025	2,444	
		育成単層林	46	42	0	0	0	0	3	0	0	7	
		育成複層林	2,352	79	29	54	73	23	141	605	1,348	362	
		天然生林	13,494	45	42	47	305	436	307	635	11,677	2,075	
第Ⅴ 分期	總 数	27,334	380	888	291	349	829	1,310	2,729	20,559	5,489		
		人工林	總数	11,376	295	722	220	247	450	852	2,278	6,313	2,940
			育成単層林	10,295	275	602	180	233	354	845	2,248	5,560	2,661
			育成複層林	1,081	20	121	40	14	96	6	30	753	279
	天然林	總数	15,958	85	166	71	102	378	458	451	14,247	2,549	
		育成単層林	62	16	42	0	0	0	0	3	0	10	
		育成複層林	2,354	12	79	29	54	73	23	141	1,943	376	
		天然生林	13,543	57	45	42	47	305	435	307	12,304	2,163	
第Ⅶ 分期	總 数	27,338	184	380	888	291	347	821	1,296	23,131	5,669		
		人工林	總数	11,373	158	295	722	220	246	443	838	8,452	3,039
			育成単層林	10,291	148	275	602	180	232	347	832	7,676	2,749
			育成複層林	1,082	10	20	121	40	14	96	6	776	289
	天然林	總数	15,965	26	85	166	71	102	378	458	14,680	2,630	
		育成単層林	76	15	16	42	0	0	0	0	3	13	
		育成複層林	2,350	7	12	79	29	54	73	22	2,073	387	
		天然生林	13,539	4	57	45	42	47	305	435	12,604	2,231	
第Ⅸ 分期	總 数	27,338	178	184	380	888	290	343	814	24,262	5,801		
		人工林	總数	11,367	154	158	295	722	219	242	436	9,142	3,108
			育成単層林	10,283	143	148	275	602	179	228	341	8,369	2,812
			育成複層林	1,083	11	10	20	121	40	14	95	773	296
	天然林	總数	15,971	25	26	85	166	71	102	378	15,120	2,692	
		育成単層林	91	14	15	16	42	0	0	0	3	15	
		育成複層林	2,346	6	7	12	79	29	54	73	2,086	395	
		天然生林	13,535	4	4	57	44	42	47	305	13,031	2,282	

(注) 1 齢級を5年とし、アラビア数字を用い1年生から5年生までを1 齢級、6年生から10年生までを2 齢級、以下順次3、4 齢級とする。

7 主伐(皆伐) 上限量の目安(年間)

45 千m³